

官

業

号外 昭和二十三年六月二十九日

○第二回衆議院會議錄第七十一号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午後四時十二分開議

議事日程 第六十八号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午後一時開議

第一 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案(内閣提出)

第二 港則法案(内閣提出)

第三 木船保険組合の解散に関する法律案(内閣提出)

第四 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 経済查察廳法案(内閣提出)

第六 学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 公立高等学校定期制課程職員費國庫補助案(内閣提出)

第八 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 土地改良事業助成に関する請願(第五五二号)

第十 和歌山縣の土地改良事業費國庫補助の請願(第五七〇号)

第十一 鹿児島縣の農業水利改良事業費國庫補助の請願(第四九八号)

第十二 山口縣における耕地災害復旧並びに土地改良事業促進の請願(第六七七号)

第十三 酒田市農道拡張工事費の請願(第五八三号)

第十四 鮎川村の土地改良事業施行の請願(第五八五号)

第十五 千葉縣當利根用水改良事業費國庫補助に関する請願(第五九五号)

第十六 上郷村の土地改良事業費の請願(第六八七号)

第十七 五十澤村地内林道開設の請願(第一〇一号)

第十八 勇拂原野開発に関する請願(第一七五号)

官報号外 昭和二十三年六月二十九日

衆議院會議錄第七十二号 第一封鎖の郵便貯金及び郵便年金打切に関する佐藤君の緊急質問

行の請願(第四〇二号)

鶴井戸沼干拓に関する請願(第五三号)

西國東郡千拓事業助成の請願(第七〇六号)

第三十一 西國東郡千拓事業助成の請願(第七〇六号)

第三十二 塚防除施設に國庫補助の請願(第一六二号)

昭和二十三年六月二十九日

第三十三 岐阜縣の旱害恒久対策費國庫補助の請願(第一四六号)

第三十四 塚防除施設に國庫補助の請願(第一四六号)

第三十五 愛知縣の旱害恒久対策事業費國庫補助の請願(第一三四号)

第三十六 大阪府の旱害恒久対策事務の請願(第六三五号)

第三十七 滋賀縣の旱害恒久対策事業費國庫補助の請願(第三三五号)

第三十八 和歌山縣の旱害恒久対策事業費國庫補助の請願(第四二四号)

第三十九 農地委員会經費國庫補助の請願(第二二五九号)

第四〇 乳幼兒用ビーナソツミルク原料としての落花生対策に関する請願(第五五五号)

第四一 乳兒用乳製品の配給に関する請願(第一一七号)

第四二 愛別村に代馬購入資本金國庫補助増額等の請願(第一九号)

第四三 畜産農家に報奨物資配給の請願(第四一五号)

第四四 漆使用制限撤廃の請願(第三五五号)

第四五 静岡縣の土地改良事業費の請願(第五九六号)

第四六 佐藤君の緊急質問へ佐藤親次郎君の答申

第七十 佐藤觀次郎君の登壇

○佐藤觀次郎君 今回政府は、郵便貯金及び郵便年金の第二封鎖に対しまして、これを打切るというふうことを言つております。私たち、その影響の非常な大なるを思いまして、責任ある当局の答弁を求めていたと思います。

そもそも、郵便貯金や郵便年金は、御承知のよう、その性格からしまして金持や大事業家の資金ではないのであります。まじめな勤労者と農民を対象としておるのであります。その貯金の性質上、零細な、まじめな貯金であります。そして、その全額は粒々辛苦したところの汗の結晶であります。これを一片の政令によつて無慈悲に打切るということは、まことに申し難い暴挙であります。私は考めるのであります。(拍手)元來郵便貯金や郵便年金等は、國家を信頼して國民が貯蓄したものであります。一般市中銀行のように、利息をかせぐとか、あり余った金をこれに貯金したのではありません。少くと

も國家に預けておけば必ず手もとに返つてくるという固い信頼感によつて、いかない。私たちは貯金をしておることを、忘れてはならないと思うのであります。これが打ち切り反対の第一の理由であります。

第二の理由は、普通銀行の第二封鎖で、平均六割七分程度の打切りであります。その中には、二割くらいしか打ち切られない銀行もあります。しかし、郵便貯金のような零細な預金を全部打切るということは、まことに道理にかなわないのであります。まして、國家がこれを管理している以上、普通銀行と照らし合わせて、当然全額を支拂うべきであると私は考へるのであります。

第三の反対理由は、その総額中郵便貯金は五億二千万円、郵便年金は約一億三千万円であります。総計合わせて六億五千万円程度であります。これだけの郵便貯金に対する國民の信頼は、これを打切つてしまいますれば、またたく間に落ちてしまうのであります。

その残存加入口数はわずか七万五千というのであります。その影響するところは、まことに大なるものがあります。

漁業会及び信用組合も打切つたのであるからして、当然この郵便貯金を打切つた方がいいといふ声もあります。

また、市中の零細な貯蓄銀行も打切つたのであるからして、これを当然打切るからして、当然この郵便貯金を打切つた方がいいといふ声もあります。

郵便貯金は、これらと比較するにあまりに廣汎になつてゐるのであります。郵便局の窓口は、全國で一万三千

も山間僻地にも、國家的の唯一の信用機関として存在しておるのであります。だから、これを他と比較するのは、私は当然得ないと思うのであります。

第四の理由は、今日貯蓄の増強が叫ばれていますが、かかる零細なる郵便貯金を打切りますならば、國民は政府を信頼せず、貯蓄心をますます悪化せむることは、火を見るより明らかであります。これに対しまして私は、責任のある北村大藏大臣及び富吉通信大臣はいかなる所見を有せられるやを尋ねたいであります。そこで、わが日本社会党といましては、事の大なるを思いまして、過日左の声明書を発表いたしました。

政府は最近第二封鎖の打切りに関する措置として、郵便貯金、保険年金を全面的に打切らうとしているが、これは大口預金者を保護して大衆的預金者を犠牲にするもので、わが党は絶対に反対する。

一、第二封鎖預金中一般預金は大口が多く、郵便貯金等はきわめて少額である。しかるに、一般銀行に関しては平均七割の打切りに対する郵便貯金等については十割の打切りを行おうとしている。

二、その上預金封鎖にあたつて、郵便貯金などは封鎖の比重が大であつたにもかかわらず、今回さらにこれを全面的に打切ることは、大衆預金の犠牲を二重に強要するものである。

右の理由により、わが社会党は政府がただちに郵便貯金などの第二封鎖の全面的打切りを中止するよう適切な処置をとることを要望する。

こういう声明書を出しておるのであります。政府はよろしく國民大衆のこれ以上での信頼を失わないことが必要です。これを私たちは思ひであります。郵便貯金は、他と比較しがたい強い信頼感がその根底をしておるのであります。

これは、一昨二十一年の八月十一日現在において一戸三千円未満のものは全部拂う、それから一世帯一万五千円未満のものは拂う、八人世帯の場合には三万二千円まで拂うというので、郵便貯金の零細性に関しては、一應全部在資金の運用は大藏省預金部で行つておるが、その資金の八〇%余は郵便貯金及び郵便年金の預金であります。万円便貯金及び郵便年金の第二封鎖を打切りますならば、郵便貯金及び郵便年金の信用はまつたく失墜しまして、これによつて國家資金の運用に重大なる支障を來すのであります。問題はさざなことのようではありますが、その影響するところは、はなはだばかりしれないものがあります。かかる見地よりいたしまして、今日無謀な処置がとられますならば、その結果はいかなる方向に發展いたしますか、両大臣の所見を伺いたいと思うのであります。

私は、以上の理由によりまして、事の緊急性を考え、この全面的な打切りには絶対に反対するものであります。

従いまして私は、また預金部の積立金二十三億円をもつて、政府の國家補償以外に、これをたとえ一般の金融機関の資本金と同様に考えて、これを取崩して全部預金の保護に充てた。今日、日本の銀行で二十三億の資本をもつておる銀行はございません。従つて郵便貯金に対しては、二十

に、たゞいま御質問の趣旨に副うような方向に努力いたしております。ただ、この問題につきましては、多少誤解があると思いますので、この眞實を明瞭にしておきたいと思うのであります。

これは、現在残つておる口数が四十七万五千口であつて、平均は九百四十円の零細なものである。これが全部打切られておる事実がございまして、國民に絶対的な信頼を保持すべきであるということ。その第二には、現在資金の運用は大藏省預金部で行つておるが、その資金の八〇%余は郵便貯金及び郵便年金であります。万円便貯金及び郵便年金の第二封鎖を打切りましたものは、それを超えるものであります。それをおこなうものであります。それが解決を遅らしておるという点だけを申し上げまして努力、を続けておるという点を御了承願いたいのであります。(拍手)

○國務大臣(富吉榮二君) 佐藤君にお答えいたします。佐藤君のお述べになりましたことは、私の満腔の敬意を表するところであります。賛同するところであります。お述べのことく郵便貯金は、その本質が零細なる預金でありますし、永い間にわたりまして、國民生活と切つても切れない密接な関係をもつてきておる。その原因は、要するに國家に対する絶対的な信用といふことになつておると思う。従いまして私は、これは何とかして、いかなる困難を排しても、これを救済しなければなりません。ところが、今お述べたところが解けないで、関係方面と折衝が非常にめんどうになつておる点でござります。問題点を明らかにいたしておきたいと思うのであります。

従いまして私は、また預金部の積立金二十三億円をもつて、政府の國家補償以外に、これをたとえ一般の金融機関の資本金と同様に考えて、よく國民の総意を結集するところの議会の御支援を得まして、この目的を貫徹したいと考えておるのであります。

試みに、私の手もとにあります資料によりまして申し上げますならば、日

本勸業銀行においては全額支拂いをしております。帝國銀行において打切られたのが七六%，三井銀行が七〇%，住友銀行が七七%，安田銀行が六一%，三和銀行が六九%，東海銀行が四五%，神戸銀行が六八%，野村銀行が六六%，こういうぐあいになりまして、この郵便貯金と最も関係のあります農業会の打切りは三〇%になつておられます。従いまして、これにはいろいろ経済上の根拠もあることかと思ひますけれども、理窟を超越して、國家の信用、またさらに將來の貯蓄への国民の関心の問題に重大な関係がありますので、せひともこれは救済したいといふ熱心な希望をもつて努力いたしつあることを御了承願いたいと思います。(拍手)

○ 笹口晃君 日程第一は延期されんことを望みます。

○ 譲長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

○ 譲長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第一 港則法案(内閣提出)

第三 木船保険組合の解散に関する法律案(内閣提出)

第四 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○ 譲長(松岡駒吉君) 日程第二、港則法案、日程第三、木船保険組合の解散に関する法律案、日程第四、水先法の一部を改正する法律案、右三案は同一委員会に付託された議案でありますか

ら、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長川野芳滿君。

港則法案

第一章 総則

(法律的目的)

第一條 この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的とする。

(港域)

第二條 港の区域は、別に法律でこれを定める。

(定義)

第三條 この法律において「雜種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかののみをもつて運轉し、又は主としてろかいをもつて運轉する船舶をいう。

第四條 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外國船舶が常時出入する港であつて、別表に掲げるものをいう。

第五條 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならぬ。

第六條 入出港及び停泊

第七條 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならぬ。

第八條 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、命令の定めるところにより、港長に届け出なければならぬ。

第九條 雜種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日沈から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

第十條 船舶は、特に必要があると認めるとときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ぜることができる。

第十一條 特定港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は

第十二條 雜種船以外の船舶は、特

定港に出入し、又は特定港を通過するには、命令の定める航路(以下単に航路といふ)によらなければならぬ。

第十三條 船舶は、航路内において

うとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十四條 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

第十五條 汽船が港の防波堤の入口又は入口附近で他の汽船と出会う

ある特定港に入港する際、港長からびより地の指定を受けなければならぬ。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内において、びより地を指定しなければならない。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対する地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びより地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかるらず、当該びより地に停泊しなければならない。

5 港長は、びより地を指定するに当つては、けい船浮標、さん橋その他の施設で当該指定に係るものの管理者の意見を聽かなければならぬ。

第六條 前條第二項の規定によりびより地の指定を受けなければならぬ船舶は、港長の許可のある場合又は海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、日沈から日出までの間は、同項に規定する港に入港してはならない。

第七條 雜種船以外の船舶は、第四條、第八條第一項、第十條及び第二十三條の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五條第一項の規定により停泊した一定の区域内外に移動し、又は港長から指定されたびより地から移動してはな

らない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、運搬なくその旨を港長に届け出なければならない。

3 前項に規定する場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

4 修繕及び船

第八條 特定港内においては、雜種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な負数の船員の乗船を命ずることができる。

4 港長は、危險を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な負数の船員の乗船を命ずることができる。

5 港長は、急迫した危険のある船舶の救助に從事するとき。

二 運轉の自由を失つたとき。

三 人命又は急迫した危険のある船舶を放してはならない。

四 第三十一條の規定による港の許可を受けて工事又は作業に從事するとき。

(航路)

第十四條 航路外から航路に入り、又は航路から航路外に出ようとする船舶は、航路を航行する他の船舶の進路を避けなければならない。

2 船舶は、航路内においては、並列して航行してはならない。

3 船舶は、航路内において、他の船舶と行き会うときは、右側を航行しなければならない。

4 船舶は、航路内においては、他の船舶を追い越してはならない。

5 命令で一定の特定港につき特別の定をした場合には、前二項の規定を適用しない。

第十五條 汽船が港の防波堤の入口又は入口附近で他の汽船と出会う

處のあるときは、入航する汽船は、防波堤の外で出航する汽船の進路を避けなければならない。

第十六條 船舶は、港内及び港の境界附近においては、他の船舶に危険を及ぼさないような速力で航行しなければならない。

2 航船は、港内では、帆を減じ又は引船を用いて航行しなければならない。

第十七條 船舶は、港内においては、防波堤、ふとうその他の工作物の突端又は停泊船舶を右げんに見て航行するときは、できるだけこれに近寄り、左げんに見て航行するときは、できるだけこれに遠ざかつて航行しなければならない。

第十八條 雜種船は、港内においては、汽船及び帆船の進路を避けなければならぬ。

第十九條 前五條に定めるものの外、運輸大臣は、命令で一定の特定港における航法に関する特別の規定をすることができる。

第二十條 この章並びに第十四條第五項及び前條の命令に定めるもの外、港内における航法について特別の規定をすることができる。

第二十一條 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港長の指揮を受けるなければならない。

第四章 危険物

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、その旨の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。

第二十三条 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

第二十四条 船舶は、特定港においては、夜間航行中それぞれ同一港長は、前項に規定する作業が適当であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して前項の許可をすることができない。

第二十五条 海上衝突予防法第七條第一項第三号及び第四号に規定する船は、夜間航行中それぞれ同一港長は、前項に規定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

第二十六条 船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けるなければならない。

第二十七条 海上衝突予防法第七條第一項第三号又は第四号に規定する船は、夜間航行中それぞれ同一港長は、前項の許可をするに当鳴らしてはならない。

第二十八条 船舶は、港内においては、みだりに汽笛又は汽角を吹き鳴らしてはならない。

第二十九条 特定港内においては、みだりに鶯ろうをしてはならない。

第三十条 雜種船以外の船舶で信号すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならぬ。

第三十一条 船舶は、港の境界附近における水質の汚濁防止については、別に法律でこれを定める。

第三十二条 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、且つ、特定港にあつては、その旨を港長に報告しなければならない。

第三十三条 特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

第三十四条 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者は、港長の許可を受けなければならない。

第三十五条 船舶交通の妨となる虞のある特定港内の場所においては、みだりに漁ろうをしてはならない。

第三十六条 何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

第三十七条 港長は、船舶交通の妨となる虞のある強力な燈火をみだりに使用してはならない。

第三十八条 第二十二条又は第三十九條第一項若しくは第四項の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三十九條 左の場合にはその行為をした者は、これを三箇月以下の罰金に処する。

第四十条 第五條第一項の規定に違反したとき、第五條第二項の規定による指定を受けないで停泊したとき又は同條第四項のびよう地以外の場所に停泊したとき。

第四十一条 第八條第三項、第十條又は三十七條第一項の規定による处罚を受けたときは、これを三千円以下の罰金に処する。

一 第二十六條、第三十一條第二項又は第三十六條第二項の規定による処分に違反した者

二 第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十二条 第四條、第六條、第八條第三項、第二十一條、第三十條又は第三十五條の規定に違反したときは、その行為をした者は、これ一千円以下の罰金又は料金に処する。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一千円以下の罰金又は料金に処する。

一 第八條第一項、第二十九條、第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定に違反した者

二 第三十四條第二項の規定によつて処分に違反した者

三 第三十二條、第三十三條又は第三十四條第一項の規定による命令の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一千円以下の罰金又は拘留若しくは料金に処する。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関する第十一條又は第四十一条の違反をしたときは、行者が三千円以下の罰金を科す。

1 この法律施行の期日は、公布の日から六十日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

2 開港港則（明治三十一年勅令第一百三十九号）は、これを廃止する。

別表

種小八塙横名宮大高宇廣萩唐津島關新居

留室船神舞新瀬岩居

蘭川水鶴戸演田國門原佐角長崎鹿兒島

劍青酒京七四日

路森田濱尾市邊出

年法律第八十九号）第七十九條第一項に規定する債権申出の期間内におけるときは、期間を限り、前項の債権を弁済することのできない期間とができない。

二 運輸大臣は、必要があると認めることは、それを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第三條 民法第七十三條及び第八十九号の規定による命令に違反した者

四 第四條第一項の規定による命令に違反した者

五 第九條 運輸大臣は、組合の清算の監督上必要な事項を命ずることができる。

六 第十條組合は、欠損を生ずる場合

は、その欠損の額を限度として、政令の定めるところにより、保険金の額を削減してその責を免れることができる。

七 第十一條 清算人は、政令の定めるところにより、解散及び清算に付する。

八 第十二条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならぬときは、清算人を解任することとする。

九 第十三条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十 第十四条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十一 第十五条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十二 第十六条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十三 第十七条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十四 第十八条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十五 第十九条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十六 第二十条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十七 第二十一条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十八 第二十二条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

十九 第二十三条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

二十 第二十四条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

二十一 第二十五条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

二十二 第二十六条 清算人は、清算の結果、組合員に返還しなければならないときは、清算人を解任することとする。

第十二條 組合が前條の規定によりなす登記については、登録税を課さない。

第十三條 民法第七十三條及び第八十九号の規定による命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による命令に違反した者

二 第七條第一項の規定に違反した者

三 第十條第一項の規定による報告書をせず、若しくは虚偽の報告書をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

四 第十一條 清算人が第十二條第一項の規定による登記をすることが不可能な場合は、これを千円以下の過料に処する。

五 第十二条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

六 第十三条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

七 第十四条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

八 第十五条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

九 第十六条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十 第十七条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十一 第十八条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十二 第十九条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十三 第二十条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十四 第二十一条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十五 第二十二条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十六 第二十三条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十七 第二十四条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十八 第二十五条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

十九 第二十六条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十 第二十七条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十一 第二十八条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十二 第二十九条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十三 第三十条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十四 第三十一条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十五 第三十二条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十六 第三十三条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十七 第三十四条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十八 第三十五条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

二十九 第三十六条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十 第三十七条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十一 第三十八条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十二 第三十九条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十三 第四十条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十四 第四十一条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十五 第四十二条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十六 第四十三条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十七 第四十四条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十八 第四十五条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

三十九 第四十六条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十 第四十七条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十一 第四十八条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十二 第四十九条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十三 第五十条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十四 第五一条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十五 第五十二条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十六 第五十三条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十七 第五十四条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十八 第五十五条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

四十九 第五十六条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

五十 第五十七条 清算人が第十二條第一項の規定による登記をするときを誤り、又は不実の登記をしたときは、これを千円以下の過料に処する。

第三條の二、主務大臣ハ少タモ毎年一回水先人ガ前條第三号ニ該当セザルヤ否ヤヲ確ムルタメ其ノ体格検査ヲ執行スベシ

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔川野芳滿君答覆〕

○川野芳滿君　ただいま議題となりました港則法案及び水先法の一部を改正する法律案について、運輸及び交通委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右三案は、六月十日本委員会に付託され、六月十四日、それより政府より提案理由の説明を聽取したのであります。港則法案の要旨は、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四第二項の規定により、現行開港港則及び同施行規則に代るものとして立案されたものであり、開港における船舶交通の安全をはかることを目的とし、併せて衛生上の安全をはからんとするものであります。

次に、木船保険組合の解散に関する法律案について御説明申上げますと、木船保険組合は、戦時中木造船の輸送力が網羅的輸送力を補う重要な要素である点に鑑み、これが維持発展に備えるために、昭和十八年木船保険法があるか、政府は組合廃止後、木船保

制定され、これに基いて設立されたものであります。

木船保険制度の骨子といたします点があるか等、種々政府側との間に質疑応答が行われたのであります。各項目に対する政府当局の説明によつて、將來における本造船の助長奨励の方策も

は、強制加入、國家再保険及び事務費補助の三点であります。終戦とともに、事務費の補助は廢止され、強制保険の制度も、昭和二十一年六月三十日をもつて事実上廃止となり、さらに昭和二十二年三月三十一日以降は、政府

再保險の制度もなくなることになります。かくのごとく、木船保険組合存続のための三要素を欠くに至つたばかりでなく、昨年度における車両率の急激なる上昇は、保険料のみをもつてしては經營をまったく不可能ならしめることとなりましたので、

そこで、木船保険法第三十五條の規定に基づいて、組合廃止に関する法律案の提出を見るに至つた次第であります。

さるに、水先法の一部を改正する法律案は、現行水先法第三條における年齢制限につき、戦時中の実績及び最近の実情に鑑み、老練優秀かつ身体強健な人々を水先人として活躍させる途を開くため停年制を廢止し、また水先人を確保するためには、少くとも毎年一回水先人の体格検査を執行せんとするものであります。

しかしして委員会におきましては、六月二十二日より質疑に入り、特に木船保険組合の解散に関する法律案について、「異議なし」と呼ぶ者ありとを望みます。よつて三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

第八 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔第七条 公立高等学校定時制課程職員費補助法案(内閣提出)〕

〔第二條 義務教育費國庫負担法(昭和十五年法律第二十二号)の一部を次のよう改正する。〕

第一條中「及中学校」を「中学校、盲学校及聾学校」に改め、「勤令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」

を削り、「及勤令ヲ以テ定ムル旅費」を「旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又ハ退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

前項ノ職員ノ範囲、定員及給與ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

期及び時間において授業を行ふ課程(定時制の課程といふ。)のみを置くものの校長並びに主として定期制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別勤務地手当(退官又は退職に際する手当並びに日直及び宿直に関する手当のため、都道府県において要する経費については、予算の定めるところに従い、國庫がその十分の四を補助する。

第二條 前條の補助金は、毎年度これを都道府県に交付する。
第三條 補助金の交付に關し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。
公立高等学校定時制課程職員國庫補助法案(内閣提出)に関する報告書〔都合により最終号の附録に掲載〕
有價証券の処分の調整等に関する法律案
法律の一部を改正する法律案
有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案
有價証券の処分の調整等に関する法律案

第三條 前條の補助金は、毎年度これを都道府県に交付する。
第三條 前條の補助金の交付に關し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

六 削除
第十條第一項中「特別經理株式会社及び企業再建整備法第五十二條に規定する者(以下特別經理会社等と

いう。)が第一條第一項第六号の指定期間を超過しようとする場合及び」を削る。

第十一條 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)に規定する

○梅林時雄君 ただいま議題となりました三法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について概略御報告申し上げます。

第一條は、学校教育法の一部改正であります。また大学設置委員会を廃止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百七條の規定に基いて定められる命令の規定により譲渡する有價証券については、當該有價証券の譲渡を協議会に委託することができる。

有價証券の譲渡に関する計画書について証券処理調整協議会(以下協議会といふ。)の承認を受けた特別經理会社等の決定整備計画に

ついては、この限りでない。
前項但書の協定の適用を受ける場合における特別經理会社等の有價証券の譲渡及び協議会への譲渡の委託については、なお從前の例による。

この法律施行前(前項の規定によつては、この限りでない。)においてなされた行為に対する罰則の適用については、この法律施行後(從前の例によるべき期間を含む。)においてなされた行爲についても、なお從前の例による。

この法律は、別途提案の市町村立学校職員給與負担法第二條の規定により、いすれも当然の改正であり、第四条は、第九十三條の改正は盲学校及び聾学校の小学校部の第一学年の義務制施行に関する規定で、本年度においては小学校部の第二学年のみを義務制とし、明年度以降、義務制は一年ずつ逐年に進行させたいというのであります。

第二條は、義務教育費國庫負担法の一部改正であります。改正の第一点は、盲学校、聾学校的義務制の施行に伴い、都道府県において要する教育俸給等の半額を國庫において負担することとしました。第二点は、從來道府県に対し予算上の措置として補助してきた扶養手当及び勤務地手当について、その半額を國庫において負担することを法律に明記しました。第三点を規定した。

第三條に、第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改めたのは新憲法の施行に伴うものであります、いすれも当然の改正であります。第四条は、第九十三條の改正は盲学校及び聾学校の第一学年の義務制とし、明年度以降、義務制は一年ずつ逐年に進行させたいというのであります。

この法律は、義務教育費國庫負担法の一部改正であります。改正の第一点は、盲学校、聾学校的義務制の施行に伴い、都道府県において要する教育俸給等の半額を國庫において負担することとしました。第二点は、從來道府県に対し予算上の措置として補助してきた扶養手当及び勤務地手当について、その半額を國庫において負担することとしました。第三点を規定したので、新制高等学校の定時制の課程で行われることとなりましたので、新制高等学校の定時制の課程の教育費を國庫補助とすることによって勤労青年教育の振興

を企図したものにはなりません。以上両案は、去る十一日付託されました。委員長より、今後証券民主化や

聽いた後、翌十八日より二回にわたり審議を重ねましたが、國民協同黨の吉川君及び内藤君より、中央・地方における授業料等の均等を主張する旨と、こととしたのであります。次に、國庫負担の対象となる學校職員の範囲、定められたとし、地方財政の負担の軽減をはかることとしたのであります。

そこで、國庫補助額十分の四をもう少し上げる。これに対しても政府よりは、できる限り努力を拂いたい、文部省としては、少くとも國庫補助半額程度まで要求したが、財政等の関係でこの程度になつたとの答弁がありました。次いで、討議を省略し採決いたしましたところ、兩案とも全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

次に、有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず本案の要旨ですが、企業再建整備法に規定する特別經理会社が有價証券を処分する場合には、獨占禁止法の適用を受けることなく、原則として有價証券の処分計画を証券処理調整協議会に提出し、協議会の承認を受けることになつてゐるのであります。が、一般会社と同じく獨占禁止法の規定を適用することが、実情から見て適当であると考えられますので、今回この点を改め、特別經理会社が所有する有價証券を処分する場合には、獨占禁止法の規定に基く昭和二十三年政令第四十三号により、あらかじめ処分計画書を公正取引委員会に提出し、その承認を得た上で処分し、証券処理調整協議会の調整を受けないこととしたのであります。

本案は、去る十八日付託されたものでありまして、二十五日審議に入りました。委員長より、今後証券民主化や

企業再建等のために消化せねばならぬ
株式は巨額に上ると思うが、どのくら
いあるのかとの質疑を行いました。こ
れに對して政府よりは、一、旧財閥株
の処分額六十億円、二、制限会社の証
券保有制限令による処分額十六億円、

三、閉鎖機関の保有株式処分額三十四
億円、四、財産税等の物納により國の
所有となつた株式の処分額三十億円、
五、独禁会社の開放株額十億円、六、
特別經理会社の増資株式および第二会
社の増資のための株式額約四百億から
五百億円程度に見込まれており、以上
を総計して、今後処分されるべき株式額
は約五百四十億から六百四十億と見積
られるのであるとの答弁があり、これ
に対する川合彰武委員の補足的質問に
対し、これらの処分の時期は、取引所
が公開されてないので、いつごろとい
うこととは言えないとの答弁がありま
した。次いで、討論を省略し採決の結果、
全会一致をもつて原案通り可決いた
しました。

以上、御報告申上ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して
採決いたします。三案の委員長報告は
いずれも可決であります。三案は委員
長報告の通り決するに御異議ありませ
んか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられま
した。

医師法案、保健婦助産婦看護婦法
案、歯科衛生士法案、歯科医師法案、
理容師法の一部を改正する法律案、予
防接種法案、優生保護法案

右九案を一括して議題といたしま
す。委員長の報告を求めます。厚生委
員長山崎岩男君。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて三案は委員長報告の通
り可決いたしました。

医師法案(内閣提出)
保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)
歯科衛生士法案(内閣提出)
理容師法案(内閣提出)

医師法案(内閣提出)
第一章程 総則
第一條 医師は、医療及び保健指導
を掌ることによつて公衆衛生の向
上及び増進に寄與し、もつて國民

・ 医療法案(内閣提出)

の健康な生活を確保するものと
する。

第一章 免許

第二條 医師にならうとする者は、
内閣提出、医師法案、保健婦助産婦看
護婦法案、歯科衛生士法案、歯科医師法
案、医療法案、國家公務員共済組合法
案、榎原亨君外十名提出、理容師法の
一部を改正する法律案、内閣提出、予
防接種法案及び参議院提出、優生保護
法の九案を一括議題となし、委員長の
報告を認め、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 榎原君の動議に
従事する者は、その氏名、住所(医
業)に從事する者については、その
場所)その他の省令で定める事項を、
翌年一月十五日までに、その住所
地の都道府県知事を経由して厚生
大臣に届け出なければならない。

第七條 医師が、第三條に該当する
ときは、厚生大臣は、その免許を
取り消す。

第八條 医師が第四条の一に該當
し、又は医師としての品位を損す
るような行爲のあつたときは、厚
生大臣は、その免許を取り消し、
又は医師としての品位を損する
ようないふるいのあつたときは、厚
生大臣は、その免許を取り消す。

第九條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がなお
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十一條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十二條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十三條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十四條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十五條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十六條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十七條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十八條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十九條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十一條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十二條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十三條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十四條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十五條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十六條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十七條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十八條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第二十九條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十一條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十二條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十三條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十四條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十五條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十六條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十七條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十八條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第三十九條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十一條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十二條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十三條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十四條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十五條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十六條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十七條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十八條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第四十九條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十一條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十二條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十三條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十四條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十五條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第五十六條 医師の免許は、内閣提出
の前項の規定による取消処分を受
けた者であつても、病氣がな
り、又は改しゆんの情が顯著であ
るときは、再免許を與えることが
できる。この場合においては、第
六條第一項及び第二項の規定を準
用する。

第十四条 左に掲げる者について
は、医師國家試験及び医師國家試
験予備試験を受けさせないことが
ある。

一 準禁治産者

二 第四條各号の一に該当する者
爲があつた場合には、當該不正行
爲に關係のあるものについて、そ
の受験を停止させ、又はその試験
を無効とすることができる。この
場合においては、なおその者につ
いて、期間を定めて試験を受ける
ことを許さないことができる。

第三章に規定するものの
外、試験の科目、受験手続その他
試験に関して必要な事項及び実地
修練に関して必要な事項は省令で
これを定める。

第四章 業務

第十七條 医師でなければ医業をな
してはならない。

第十八條 医師でなければ、医師又
はこれに紛らわしい名称を用いて
はならない。

第十九條 診療に從事する医師は、
診察治療の求があつた場合には、
正當な事由がなければこれを拒ん
ではならない。

2 診療若しくは検査をし又は出
産に立ち会つた医師は、診断書
若しくは検査書又は出生證明書
あつた場合には、正當の事由が
なければ、これを拒んではなら
ない。

第二十條 医師は、自ら診察しない

で治療をし、若しくは診断書若し
くは処方せんを交付し、自ら出産
に立ち会わないと出生證明書若し
くは死産証書を交付し、又は自
ら検査をしないで検査書を交付し
てはならない。但し、診療中の患
者が受診後二十四時間以内に死亡
した場合に交付する死亡診断書に
あると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十一條 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内にこの限りでない。

第二十二條 医師は、患者から薬剤
の交付に代えて処方せんの求があ
った場合には、これを交付しなけ
ればならない。

第二十三條 医師は、患者から薬剤
の交付に代えて処方せんの求があ
った場合には、これを交付しなけ
ればならない。但し、その診療上
特に支障があるときは、この限り
でない。

第二十四條 医師は、診療をしたと
き、本人又はその保護者に対し、
療養の方法その他保健の向上に必
要な事項の指導をしなければなら
ない。

第二十五条 厚生大臣の諸間に應じ
て第十一條の規定による実地修練
に関する重要な事項を調査審議させ
るために、厚生大臣の監督に属す
る医師実地修練審議会を置く。

第五章 診療

第二十六条 医師は、診療をしたと
き、本人又はその保護者に対し、
療養の方法その他保健の向上に必
要な事項の指導をしなければなら
ない。

第二十七条 医師は、診療をしたと
き、本人又はその保護者に対し、
療養の方法その他保健の向上に必
要な事項の指導をしなければなら
ない。

第二十八条 厚生大臣の諸間に應じ
て第十一條の規定による実地修練
に関する重要な事項を調査審議させ
るために、厚生大臣の監督に属す
る医師実地修練審議会を置く。

第二十九條 医師國家試験予備試
験に関する事務を掌らせるために、
厚生大臣の監督に属する医師國家
試験予備試験委員を置く。

第三十条 医師國家試験委員、医師
國家試験予備試験委員その他医師
國家試験又は医師國家試験予備試
験に關する事務を掌る者は、その
事務の施行に當つて嚴正を保持
し、不正の行爲のないようにしな
ければならない。

第三十一条 左の各号の一に該當す
る者は、これを二年以下の懲役又
は二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者

で第七條若しくは歯科医師法（昭
和二十三年法律第○号）第七
條に規定する处分又は医道の向上
に関する重要な事項を調査審議させ
るために、厚生大臣の監督に属す
る医道審議会を置く。

第二十一条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十二条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内にこの限りでない。

第二十三条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十四条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十五条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十六条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十七条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十八条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第二十九條 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第三十条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第三十一条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第三十二條 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第三十三条 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

間以内に所轄警察署に届け出なけ
ればならない。

第三十四條 医師は、死体又は妊娠
四月以上の死産兒を検査して異狀
があると認めたときは、二十四時

で治療をし、若しくは診断書若し
くは処方せんを交付し、自ら出産
に立ち会わないと出生證明書若し
くは死産証書を交付し、又は自
ら検査をしないで検査書を交付し
てはならない。但し、診療中の患
者が受診後二十四時間以内に死亡
した場合に交付する死亡診断書に
あると認めたときは、これを二
年以下の懲役又は三万円以下の罰
金に処する。

二 虚偽又は不正の事実に基いて
医師免許を受けた者
医師又はこれに類似した名称を用
いたものであるときは、これを三
年以下の懲役又は三万円以下の罰
金に処する。

三 昭和二十年八月十五日以前に、
朝鮮總督、台灣總督、樺太廳長官、
南洋廳長官若しくは滿州國駐劄
命全權大使又は滿州國の医師免許
を受けた日本國民に対する医師免
許及び試験については、この法律
施行の日から五年間は、なお、從
前例によることができる。

第三十五条 厚生大臣の諸間に應じ
て第十七條若しくは歯科医師法（昭
和二十三年法律第○号）第七
條に規定する処分又は医道の向上
に関する重要な事項を調査審議させ
るために、厚生大臣の監督に属す
る医道審議会を置く。

第三十六条 旧法又は医師法（明治
三十九年法律第四十七号、以下旧
医師法という。）によつて医師免許
を受けた者は、これをこの法律に
よつて医師免許を受けた者とみな
れ。旧法又は旧医師法による。

第三十七条 旧法又は医師法（昭和
十九年法律第七十号、以下旧法とい
う。）によつて医師免許を受けた者
は、これを廃止する。

第三十八条 旧法若しくは旧医師法
はこれに基いて発する命令又は右
の命令に基いてなした処分に違反
した者の処罰については、なお旧
法又は旧医師法による。

第三十九條 旧法の規定によつて作
成された医師の診療録は、これを
第二十四条の診療録とみなす。

第四十条 旧法若しくは旧医師法又
はこれに基いて発する命令又は右
の命令に基いてなした処分に違反
した者の処罰については、なお旧
法又は旧医師法による。

第四十一条 國民医療法施行令の一
部を改正する勅令（昭和二十一年
勅令第四百二号）附則第二項の規
定に該當する者は、第二條の規定
にかかるらず、医師免許を受ける
ことができる。

第四十二条 國民医療法施行令の一
部を改正する勅令（昭和二十一年
勅令第二百三十七号）附則第二項の

規定に該当する者は、第十一條の規定にかかるらず、医師國家試験を受けることができる。

第四十三條 学校教育法〔昭和二十一年法律第二十六号〕第九十八條の規定により大学令〔大正七年勅令第三百八十八号〕による大學又は専門學校令〔明治三十六年勅令第六十一号〕による専門學校として、その存続を認められた大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校令〔明治三十六年勅令第六十一号〕による専門學校として、その存続を認められた大學又は専門學校は、第十一條第一号の

世話を除く。」をなすことを業とする女子をいう。

第二章 免許

第七條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦にならうとする者は、保健婦国家試験、助産婦国家試験又は甲種看護婦試験に合格し、厚生省に登録することによつて、これにならう。

第八條 乙種看護婦にならうとする者は、乙種看護婦試験に合格し、厚生省に登録することによつて、これにならう。

第九條 乙種看護婦には、乙種看護婦試験に合格し、厚生省に登録することによつて、これにならう。

第十條 乙種看護婦が第九條の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

第十一條 乙種看護婦が第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

第十二條 乙種看護婦が第十條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、厚生大臣は、その免許を取り消す。

第十三條 乙種看護婦が第十條の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

第十四條 乙種看護婦が第十條の規定に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

第十五條 厚生大臣は、前條第一項の規定又は第五項に規定する处分をなすに当つては、あらかじめ保健婦助産婦看護婦試験審議会の意見を聽かなければならぬ。

第十六條 都道府縣知事は、前條第一項の規定又は第五項に規定する处分をなすに当つては、あらかじめ保健婦助産婦看護婦試験審議会の意見を聽かなければならぬ。

第十七條 保健婦國家試験、助産婦國家試験又は乙種看護婦試験は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦として必要な知識及び技能についてこれを行ふ。

第十八條 保健婦國家試験、助産婦國家試験又は乙種看護婦試験は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦として必要な知識及び技能についてこれを行ふ。

第十九條 保健婦國家試験は、甲種看護婦試験に合格した者又は第二十一条各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができる。

第二十条 文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者

第二十一条 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者

第二十二条 外國の保健婦学校を卒業し、又は外國において、保健婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十三条 助産婦國家試験は、甲種看護婦試験に合格した者又は第二十一条各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

第二十四条 文部大臣が指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者

第二十五条 厚生大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第二十六条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第二十七条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第二十八条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第二十九条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三十条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三十一条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三十二条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三十三条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三十四条 文部大臣が指定した学校における助産の実習を終了した者

第三條 この法律において、「助産婦」とは、新生児の保健指導をなすこと、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を受け、保健婦の名称を用いて、保健指導に從事することを業とする女子をいう。

第四條 看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第六條 この法律において、「乙種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第七條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第八條 この法律において、「乙種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第九條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第十條 この法律において、「乙種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をすることを業とする女子をいう。

第十一條 厚生省に、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に関する事項を登録する。

第十二條 都道府縣に、乙種看護婦として、その存続を認められた大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校は、第十一條第一号の

令第三百八十八号による大學又は専門學校は、第十一條第一号の

成所を卒業した者

三 外國の助産婦学校を卒業し、又は外國において助産婦免許を得た者で厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一條 甲種看護婦國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるのに必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に從事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業したもの

四 外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二條 乙種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。一 文部大臣の指定した学校において二年の看護にに関する学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三 前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者

得た者のうち、前條第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認めたもの

第二十三條 厚生大臣の諸間に應じる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一條 甲種看護婦國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において三年以上甲種看護婦になるのに必要な学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三 免許を得た後三年以上業務に從事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業したもの

四 外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二條 乙種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。一 文部大臣の指定した学校において二年の看護にに関する学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三 前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四 外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者

委員を指導させることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指示をなし、又は指導をさせる場合、審議会の意見を聽かなければならない。

第二十三條 厚生大臣の諸間に應じて保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に關する重要な事項を調查審議させるために、厚生大臣の監督に屬する保健婦助産婦看護婦試験審議会(以下審議会といふ)を置く。

第二十七條 試験委員、乙種看護婦試験委員その他保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌る者は、その事務の施行に當つては厳正を保持しなければならない。

第二十八條 この章に規定するもの以外、厚生大臣の諸間に應じて第十九條から前條までの各号二号の規定による養成所の指定に關する重要な事項を調査審議するものとする。

第二十四條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する保健婦助産婦甲種看護婦國家試験委員(以下試験委員といふ)を置く。

2 厚生大臣は、前項に定めるものの外、試験委員に第十九條から第二十一条までの各号二号の規定による養成所に關して必要な事項を調査させることができる。

第二十五條 乙種看護婦試験の実施に關する事務を掌らせるために、都道府縣知事の監督に屬する看護婦試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣は、都道府縣知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員に、乙種看護婦試験の基準に關して、乙種看護婦試験

する業をなすことができる。

第三十二條 乙種看護婦でなければ、第六條に規定する業をしてはならない。但し、医師又は歯科医師の規定による場合は、この限りでない。

第三十三條 保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦が、その業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府縣知事はその旨を届け出なければならない。

第三十四條 前項の規定による届出に關する事務を掌らせるために、厚生大臣は、前項に定める事項は、省令でこれを定める。

2 前項の規定による届出に關する事務を掌らせるために、都道府縣知事は、就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前條の規定による届出に關する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に對しては、この限りでない。

第三十五條 保健婦でなければ、第三條に規定する業をしてはならない。但し、医師法(昭和二十三年法律第一号)の規定に基いては、保健業務從事証、助産業務從事証又は乙種看護業務從事証を交付し、業務繼續の届出をなした者に對しては、それぞれ從事証にその第五條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は第五條に規定する業をしてはならない。但し、医師法又は第五條に規定する業をしてはならない。

2 前項の名簿及び從事証に關する事項は、省令でこれを定める。

第三十六條 保健婦は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し、医師又は歯科医師の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第三十七條 保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医薬品について指示しその他の医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行爲をしてはならない。但し、臨時應急の手当をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん賜を施し、その他助産婦の業務に當然附随する行爲をなすことは差し支えられない。

第三十八條 助産婦は妊娠、産婦、じよく婦、胎兒又は新生兒に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らこれらの方に對して処置をしてはならない。但し、臨時應急の手当は、この限りでない。

第三十九條 業務に從事する助産婦は、助産婦は妊娠、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求がある場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の検査をしてはならない。但し、分娩の介助又は死胎の検査をしては、この限りでない。

2 前項の名簿及び從事証に關する事項は、省令でこれを定める。

第三十五條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行つて当つて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならぬ。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介

第三十六條 保健婦は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第三十七條 保健婦、助産婦又は看護婦は、主導の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又は医薬品について指示しその他の医師若しくは歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずる虞のある行爲をしてはならない。但し、臨時應急の手当をなし、又は助産婦がへそのおを切り、かん賜を施し、その他助産婦の業務に當然附隨する行爲をなすことは差し支えられない。

第三十八條 助産婦は妊娠、産婦、じよく婦、胎兒又は新生兒に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らこれらの方に對して処置をしてはならない。但し、臨時應急の手当は、この限りでない。

第三十九條 業務に從事する助産婦は、助産婦は妊娠、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求がある場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の検査をしては、この限りでない。

2 前項の名簿及び從事証に關する事項は、省令でこれを定める。

第三十五條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行つて当つて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならぬ。

第四十條 助産婦は、自ら分娩の介

生証明書、死産証書又は死胎検査書を交付してはならない。

第四十一条 助産婦は、妊娠四月以上の死産兒を検査して異常があると認めたときは二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

第四十二条 助産婦が分娩の介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

第三十五条から第三十八條までに規定したときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

第三十九條 助産所又は助産院に勤務する助産婦のなした助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産婦において、五年間これを保存しなければならない。

第三十六条 前項の規定による助産録の記載事項に関しては、省令でこれを定める。

第五章 計則

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

二 虚偽又は不正の事実に基いて免許を受けた者は、これを二年以下の懲役又は二千円以下の罰金に処する。

三 前項第一号の罪を犯した者が、助産婦、看護婦又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

四 第四十四条の各号の一に該当する者は、これを六月以下の罰金又は五千円以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦又は看護婦であつて、その業務をなしたもの

をなしたもの

二 第三十五条から第三十八條までの規定に違反した者

三 第二十七条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏し、又は故意に不正の採点をした者

四 第四十五条 第三十二條又は第四十一条から第四十二条までの規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

五 第四十六条 この法律中、学校及び養成所の指定に関する部分並びに第四十七条から第五十條までの規定は、医師法の施行の日から、看護婦に関する部分は、昭和二十五年九月一日から、その他の部分は昭和二十六年九月一日からこれを施行する。

第六章 附則

第四十七条 保健婦助産婦看護婦令

(昭和二十二年政令第百二十四号) は、これを廃止する。

第四十八条 保健婦助産婦看護婦令

(昭和二十二年政令第二百四十一号) は、これを廃止する。

第四十九条 保健婦及び助産婦について必要な事項は、昭和二十六年八月三十一日までに必要な事項は、昭和二十六年八月三十一日までは、命令でこれを定める。

第五十条 看護婦について必要な事項は、昭和二十五年八月三十一日までは、命令でこれを定める。

第五十一条 旧保健婦規則

(大正四年内務省令第九号) 以下旧

看護婦規則といふ)は、昭和二十年八月三十一日までは、これを定める。

第五十二条 旧助産婦規則

(昭和二十二年政令第二百四十一号) は、これを廃止する。

第五十三条 旧看護婦規則

(昭和二十一年厚生省令第二十号) 以下旧保健婦規則といふ)及び同

年勅令第三百四十五号、以下旧助産婦規則といふ)は昭和二十六年八月三十一日までは、これを前項の規定に基く命令とみなす。

第五十四条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九條の規定に基く命令とみなす。

第五十五条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第五十六条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第五十七条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第五十八条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第五十九条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十一条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十二条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十三条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十四条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十五条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十六条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十七条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十八条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第六十九条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第七十条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第七十一条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

第七十二条 旧保健婦規則により都道府縣知事の保健婦免許を受けた者は、第三十二条の規定に基く命令とみなす。

する。但し就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と乙種看護婦業務從事証と読み替えるものとする。

務從事証は看護婦業務從事証と試験を受けることができる。

三 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

四 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

五 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

六 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

七 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

八 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

九 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十一 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十二 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十三 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十四 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十五 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十六 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十七 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十八 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

十九 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

二十 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

二十一 第二十一條の規定に基く命令とみなす。

当する者、旧看護婦規則第二條第

二号の学校又は講習所において修業中であつて、昭和二十六年三月三十日までに卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後

旧看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府県知事の免許を受けることが出来る。

第五十七条 旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この法律の相違規定によつてなしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお從前の例による。

第五十八条 旧助産婦規則第十九條により都道府縣知事の免許を受けた者についてはなお從前の例によつて、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

第五十九條 旧看護婦規則による准看護婦については、なお從前の例による。

第六十条 男子である看護人については、この法律中看護婦に関する規定を準用する。

2 旧看護婦規則による看護人については第五十三條及び第五十六條の規定を準用する。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
保健婦助産婦看護婦法案(内閣提出)に関する法律案

歯科衛生士法案

第一條 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くわ衛生の向上を図ること

とを目的とする。

第二條 この法律において「歯科衛生士」とは、都道府縣知事の免許を受けて、歯科医師(歯科医業を行ふことのできる医師を含む)の直接の指導の下に、歯牙及び口くわの疾患の予防処置として左に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離縫下の附着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口くわに対して薬物を塗布すること。

三 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士試験(以下試験といふ。)に合格し、都道府縣知事に該當し、又は歯科衛生士としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

第四條 つんば、おし又は盲の者は免許を與えない。

一 罰金以上の刑に処せられた者には、免許を與えないことがある。

二 前号に該当する者を除く外、歯科衛生士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者は不正の行為があつた者

三 素行が著しく不良である者四 精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は傳染性の疾患有かかつている者

第六條 都道府縣に歯科衛生士籍を備え、免許に関する事項を登録する。

第七條 免許は、歯科衛生士籍に登録することによつて、これをなす。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
歯科衛生士法案

第一條 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くわ衛生の向上を図ること

とを目的とする。

ときは、歯科衛生士籍に登録し、一日現在において、その氏名、住所及び業務に従事する者について

は、更にその場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までにその住所地の都道府縣知事に届けなければならない。

第八條 歯科衛生士が、第四條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

2 歯科衛生士が、第五條各号の一に該当し、又は歯科衛生士としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

第三條 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能についてこれを行う。

第四條 試験は、厚生大臣が、毎年少くとも一回これを行ふ。

2 厚生大臣は、試験に関する事務の全部又は一部を、都道府縣知事に委任することができる。

第五條 第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

第六條 業務停止中の歯科衛生士であつてその業務をなした者は、六月以下の罰金に処する。

第七條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第八條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第九條 この法律は、歯科医師法施行の日から、これを施行する。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
歯科医師法案

第一條 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公

衆衛生の向上及び増進に寄與し、

知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利に報告書を作成し、且つ、処分の証拠を提出することができる。

6 弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保有するとともに報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

第七條 この法律に規定するもの

外、歯科又は養成所の指定に関する必要な事項並びに試験科目、受験手続及び合格証書に関する必要な事は、省令でこれを定める。

第八條 第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

第九條 第十三條の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十條 試験は、歯科衛生士として必要な知識及び技能についてこれを行う。

第十一條 試験は、厚生大臣が、毎年少くとも一回これを行ふ。

2 厚生大臣は、試験に関する事務の全部又は一部を、都道府縣知事に委任することができる。

第十二條 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができる。

3 厚生大臣は、歯科医師國家試験委員に、前項の規定によつて都道府縣知事に委任した事項を除く外、試験問題の作製、採点その他試験の施行に関する事務を掌らせるものとする。

第十三條 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、

士免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及技能を有すると認めた者

第三條 歯科衛生士でなければ、第二條に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法(昭和二十三年法律第 号)の規定に基いてなす場合は、この限りでない。

第四條 この法律に規定するもの外、学校又は養成所の指定に関する必要な事項並びに試験科目、受験手續及び合格証書に関する必要な事は、省令でこれを定める。

第五條 第十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

第六條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第七條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第八條 第七條第三項の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第九條 この法律は、歯科医師法施行の日から、これを施行する。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
歯科医師法

第一條 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄與し、

もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

は、歯科医師にならうとする者は、歯科医師國家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬ。

第三條 未成年者、禁治産者、準治産者、つんば、おし又は盲の者には、免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

三 前号に該当する者を除く外、医事に關し犯罪又は不正の行爲があつた者

第五條 厚生省に歯科医籍を備え、歯科医師免許に関する事項を登録する。

第六條 免許は、歯科医籍に登録することによつて、これをなす。

2 厚生大臣は、免許を與えたときは、歯科医師免許証を交付する。

3 歯科医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、歯科医業に從事する者についての住所地の都道府県知事を経由して厚生大臣に届け出なければならない。

第七條 歯科医師が、第三條に該当するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

2 歯科医師が第四條各号の一に該当し、又は歯科医師としての品位を損するようない行爲のあつたときには、厚生大臣は、その免許を取り消す。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができるのである。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を準用する。

4 厚生大臣は、前三項に規定する处分をなすに當つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かねばならない。

5 第一項又は第二項に規定する処分をなすに當つては、当該处分をなされたる者に厚生大臣又は都道府縣知事の指定した官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該处分を受ける者に対し、弁明をあらかじめ、書面を以て、弁明を行すべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

第八條 この章に決定するもの除外、免許の申請、歯科医籍の登

付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であると認定したもののため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師

付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令の停止を命ずることができる。

第九條 歯科医師國家試験は、臨牀上必要な歯科医学及び口くら衛生に関する、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行ふ。

第十條 歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを

二 第四條各号の一に該当する者を行ふ。

第十一條 歯科医師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

1 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者。

2 歯科医師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口くら衛生に関する実地修練を経たもの。

3 外國の歯科医学校を卒業し、又は外國で歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適當と認定したものの。

4 第十六條 この章に規定するもの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

5 第十七條 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

6 第十八條 歯科医師でなければ、歯科医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

7 第十九條 診療に從事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合に

2 診療をなしした歯科医師は、診断書の交付の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

3 第二十條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師

録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關しては、省令でこれを定める。

第十三條 禁治産者、つんば、おし及び盲の者は、歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験を受けることができない。

第十四條 左に掲げる者について、歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験を受けさせないことがある。

一 禁治産者

二 第四條各号の一に該当する者

三 歯科医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんを交付してはならない。

4 歯科医師は、診療をしなければならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

5 第二十二条 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に對し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

6 第二十三条 歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

7 第二十四條 厚生大臣の諸間に應じて歯科医師國家試験に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師

ではない。

3 歯科医師は、死亡診断書を交付してはならない。

第二十条 歯科医師は、自ら診察し、治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十一条 歯科医師は、患者から薬剤の交付に代えて処方せんを交付してはならない。

第二十二条 歯科医師は、診療をしなければならない。但し、その診療上特に支障があるときは、この限りでない。

第二十三条 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に對し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

第二十四条 厚生大臣の諸間に應じて歯科医師國家試験に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師

ではない。

第二十五条 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師

試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣の諸間に應じて第十一條の規定による実地修練に関する重要な事項を調査審議せらるたために、厚生大臣の監督に属する歯科医師実地修練審議会を置く。

第二十七條 歯科医師國家試験予備試験に関する事務を掌らせるため

に、厚生大臣の監督に属する歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條 歯科医師國家試験委員、歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験又は歯科医師國家試験予備試験に関する事務を掌る者は、その事務の施行に當つて嚴正を保持し、不正の行為のないようにしなければならぬ。

い。

第六章 罰則

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第十七條の規定に違反した者

二 虐偽又は不正の事実に基いて歯科医師免許を受けた者

三 前項第一号の罪を犯した者が、歯科医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項の規定による停止命令に違反した者

二 第二十八条の規定に違反して

故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は

故意に不正の採点をした者

第三十一条 第六條第三項、第十八條、第二十二条、第二十一条又は第二十三条の規定に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処す。

附 則

第三十二条 この法律は、医師法(昭和二十三年法律第 号)施行の日から、これを施行する。

第三十三条 國民医療法(昭和十七年法律第七十号、以下「旧法」といふ。又は歯科医師法(明治三十九年法律第四十八号、以下「旧歯科医師法」という。)によつて歯科医師免許を受けた者は、これをこの法律によつて歯科医師免許を受けた者とみなす。

第三十四条 第八條第一項に規定する者の業免状を得た者のする歯科医業については、なお從前の例による。

第三十五条 旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門標ぼうすることのできる医師は、この法律の施行の後も、なお從前の例により歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十六条 この法律施行の際、歯学の課程を設ける学校において二年以上専ら歯学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後も、なお從前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし又は歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をすることができる。

第三十七条 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業の登録は、これを第三十四条第二項の規定を準用する。

第三十八条 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医業の取消の处分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつとしたものとみなす。この場

できる医師のする歯科医業について、なお從前の例による。

第三十九條 旧歯科医師法若しくは前項に規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項(免許の取消に関する事項を除く。)、第十七條及び第十九條から第二十三條までの規定の適用について、これ

を歯科医師とみなす。

第三十五条 旧法第八條第二項の規定により許可を受け歯科専門を標ぼうすることのできる医師は、この法律の施行の後も、なお從前の例により歯科専門を標ぼうすることができる。

第三十六条 この法律施行の際、歯学の課程を設ける学校において二年以上専ら歯学を修業し、又は現に修業中である医師は、この法律施行の後も、なお從前の例により厚生大臣の許可を受けて歯科専門を標ぼうし又は歯科医業中充てん、補てつ及び矯正の技術に属する行為をすることができる。

第三十七条 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業の登録は、これを第三十四条第二項の規定を準用する。

第三十八条 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医業の取消の处分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつとしたものとみなす。この場

合において停止の期間は、なお從前の例による。

第三十九條 旧歯科医師法若しくはこれに基いて発する命令に違反した者又は、右の命令に基いてした処分者の处罚については、なお旧

歯科医師法による。

第四十条 旧歯科医師法による歯科医師法による。

第四十一条 この法律施行の際、前項に規定する医師は、第六條第三項、第七條第二項(免許の取消に関する事項を除く。)、第十七

条及び第十九條から第二十三條までの規定の適用について、これ

を歯科医師とみなす。

第四十二条 国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第四百二号)附則第二項の規定に該当する者は、第二條の規定にかかるわらず、歯科医師免許を受けたことが可能である。

第四十三条 國民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十二年勅令第三百三十七号)附則第二項の規定に該当する者は、第十一條の規定にかかるわらず、歯科医師國家試験を受けることができる。

第四十四条 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第九十八條の規定により大學令(大正七年勅令第三百八十八号)による大學又は専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校として、その存続を認められた大學又は専門学校は、第十一條第一号の

規定により許可を受け又は國民医療法施行規則(昭和十七年厚生省令第四十八号)第七十二条の規定により許可を受けた者とみなされ

この法律による歯科医業の登録とみなす。

第三十五条 旧法又は旧歯科医師法による歯科医業の登録は、これを第三十四条第二項の規定を準用する。

第三十六条 旧法又は旧歯科医師法によつてした歯科医業の取消の処分又は歯科医業の停止の処分は、これをこの法律の相当規定によつとしたものとみなす。この場

告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

第一條 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者二十人以上の収容施設を有するものをいう。病院は、傷病者が科学的且つ適正な診療を受けることができる便宜を與えることを主たる目的として組織され、且つ、運営されるものでなければならぬ。

第二條 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であつて、患者十九人以下の収容施設を有するものとされる。

第三條 この法律において、「助産所」とは、助産婦が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所においてなすものを除く。)を行なす場所をいう。

第四條 助産所は、妊婦、産婦又は、婦十人以上の収容施設を有してはならない。

第五條 疾病の治療助産を含む。」をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養院、診療所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛わしい名称を付けてはならない。

第一章 総則

第二章 医療法案

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産婦がその業務をなす場所に紛らわしい名称を附けてはならない。

第四條 病院であつて、患者百人以上の収容施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含み、且つ第二十二条各号に規定する施設を有するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て総合病院と称することができる。

2 総合病院でないものは、これに紛らわしい名称を附けてはならない。

第五條 公衆又は特定人のための住診のみによつて診療に從事する医師若しくは歯科医師又は出張のみによつてその業務に從事する助産婦については、それぞれその住所をもつて診療所又は助産所とみなす。第八條、第九條及び第三十七条又は第三十九條の規定を適用する。

第六條 國の開設する病院、診療所及び助産所に関する法律の規定の適用について、政令で特別の定をることができる。

第二章 病院、診療所及び助産所

第七條 病院を開設しようとするとき、医師及歯科医師でないものが診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でないものが助産所を開設しようとするときは、開設地

の都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとすると者に対する前項の許可是、これと與えなことがある。

第八條 医師、歯科医師又は助産婦が診療所又は助産所を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所を在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第九條 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廢止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも同様である。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失そろの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡又は失そろの届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十條 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業をなすものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業を行なうものである場合は歯科医業を行なうものであるときは

歯科医師に、これを管理させなければならぬ。

第十一條 助産所の開設者は、助産婦にこれを管理させなければならぬ。

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所の管理者となることができる場合に該助産所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。

第八條 医師、歯科医師又は助産婦の許可を受けた場合は、他の者にこれを管理させ差支ない。

2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産婦は、その病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除く外、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならぬ。

第十三條 診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて収容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて、四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて四十八時間を超えて患者を収容した場合には、当該診療所の管理者は、運送なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長に届け出なければならない。

第十條 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業を行なうものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業を行なうものである場合は歯科医業を行なうものであるときは

い場合において、臨時應急のための収容するときはこの限りでない。

2 前記但書の規定によつて同時に十人以上の妊婦、産婦又はじょく婦を収容した場合には、当該助産婦を受けるべき場合には、当該助産婦の長に届け出なければならない。

第十五條 病院又は診療所の管理者は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防衛上及び保安上安全と認められるようなければならない。

第十六條 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府県知事の許可を受けるときは、この限りでない。

第十七條 前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊婦、産婦及びじょく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

第十八條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならぬ。

第十九條 助産所の管理者は、同時に基く省令の規定によつて定められた人員又は施設を有しない者については政令で五千円以下の罰金

ければならない。但し、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防衛上及び保安上安全と認められるようなければならない。

第二十一条 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ記録を備えて置かなければならない。

第一省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の從業者

二 各科専門の診察室

三 手術室

四 処置室

五 臨床検査施設

六 エックス線装置

七 調剤所

八 消毒施設

九 食事施設

十 給水施設

十一 暖房施設

十二 洗たく施設

十三 汚物処理施設

十四 診療に関する諸記録

十五 その他省令を以て定める施設

の刑を科する旨の規定を設けることが出来る。

第二十二条 総合病院は、前條に定めるもの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

一 化学、細菌及び病理の検査施設

二 病理解剖室

三 研究室

四 講義室

五 図書室

六 その他省令をもつて定める施設

2 前項第六号の規定に基く省令の規定によつて定められた施設を有しない者については政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定

第三十二条 前二條に定めるものの他衛生上遺憾のないよう必要と認められ、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔を設けることが出来る。

2 前項の規定に基く省令の規定に違反した者については政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

第三十三条 都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条若しくは第二十二条の規定若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制

限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命じることができる。

第二十五条 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に對し、必要な報告を命じ、又は当該官吏若しくは更員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は更員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第三十六条 前條第一項に規定する当該官吏又は更員の職権を行わせるために、國及び都道府縣に医療監視員を置く。

2 医療監視員は、官吏又は都道府縣の更員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事がこれを命ずる。

第三十七条 病院、又は收容施設又は都道府縣知事がこれに定めるもの外、医療監視員に關する必要な事項は、省令でこれを定める。

2 前二項に定めるものの外、医療監視員に關する必要な事項は、

第三十八条 都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一条若しくは第二十二条の規定若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制

でなければ、これを使用してはならない。

第二十九条 都道府縣知事は、左の各号の一に該当する場合においては、病院、診療所又は助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に對し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

2 前條の規定を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

2 開設者が第二十四条又は前條の規定に基く命令に違反したとき。

2 開設者に犯罪又は医事に關する不正行為があつたとき。

第三十九条 都道府縣知事は、総合病院が當該官吏又は更員の職権を行わせるために、國及び都道府縣に医療監視員を置く。

2 医療監視員は、官吏又は都道府縣の更員のうちから、厚生大臣又は都道府縣知事がこれを命ずる。

第三十条 第二十四条、第二十八条规定によつて定められる處分がなされた場合には、當該処分を受ける者に當該官吏又は更員又は其の他の者に対する承認を取り至つたときは、その承認を取り消すことができる。

2 第三十條 第二十四条、第二十八条规定によつて定められる處分がなされた場合には、當該処分を受ける者に當該官吏又は更員又は其の他の者に対する承認を取り至つたときは、その承認を取り消すことができる。

第三十一条 この章において「公的醫療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣又は都道府縣知事の諸問題に關じて、醫療機関の会が與えられなければならない。

第三十二条 厚生大臣又は都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に屬する醫療機関整備審議会を開設するため、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に屬する醫療機関整備審議会を開設する。

2 第三十三条 公的醫療機関の構成、委員の任期、議決方法その他の都道府縣に置かれる医疗機関整備審議会に關する必要な事項は、

第三十四条 第二十九条、第三十条の規定によつて定められる處分がなされた場合には、當該処分を受ける者に當該官吏又は更員又は其の他の者に対する承認を取り至つたときは、その承認を取り消すことができる。

2 第三十五条 厚生大臣又は都道府縣知事は、公的醫療機関の開設者に對して、その運営に關して必要な指示をすることができる。

2 第三十六条 都道府縣知事の諸問題に關じて、公的醫療機関の運営に關して必要な指示をすることができる。

第三十七条 厚生大臣の定める者に對し、その開設する公的医疗機関について、予算の範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助する

なければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 弁明の聽取をした者は、聽取書を作成し、且つ、処分を見述べなければならない。

4 都道府縣知事は、衛生上又は保

安上緊急の必要があると認めるときは、第一項の規定にかかるわら

ず、直に當該処分をなすことがで

きる。この場合においては當該處分をなし後三日以内に弁明の機

3 弁明の聽取をした者は、聽取書を作成し、且つ、処分を見述べなければならない。

4 前項の場合においては、國庫は、予算の範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助する。

第三十九条 厚生大臣は、医疗の普及をはかるために特に必要があると認めた場合においては、都道府縣知事に

3 弁明をなすべき日時、場所及び當該処分をなすべき事由を通知しな

ことができる。

第三十四条 厚生大臣は、医疗の普及をはかるために特に必要があると認めたときは、医疗機関整備審議会の意見を聽いた上、前條に規定する者に対し、公的医疗機関の設置を命ずることができる。

2 前項の場合においては、國庫は、予算の範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助する。

3 弁明の聽取をした者は、聽取書を作成し、且つ、処分を見述べなければならない。

4 都道府縣知事は、公的医疗機関の運営に關して必要な指示をすることができる。

2 前項各号に掲げる事項の外、厚生大臣又は都道府縣知事は、公的医疗機関の開設者に對して、その運営に關して必要な指示をすることができる。

2 第三十六条 都道府縣知事の諸問題に關じて、公的医疗機関の運営に關して必要な指示をすることができる。

第三十七条 厚生大臣の定める者に對し、その開設する公的医疗機関について、予算の範囲内においてその設置に要する費用の一部を補助する

2 構成、委員の任期、議決方法その他公的醫療機関運営審議会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第三十七條 厚生大臣は、公的医疗機関の開設者が請求することでのみ開設の報酬に關して、必要な定をなすことができる。

第三十八條 厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に関する事項を審議させるために、厚生大臣の監督に屬する診療報酬審議会を置く。

第四章 医業 藥科医業又は助産婦の業務等の廣告

第三十九條 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する文書その他の如何なる方法による問はず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一 医業又は歯科医業である旨
二 第四十條第一項の規定による診療科名

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

五 診療日又は診療時間
六 入院設備の有無
七 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項第四号に掲げる事項を廣告するに當つては、その医師又は歯科医師が、常時診療に從事しない者である場合には、その医師又は歯科医師の診療日及び診療時間を

併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、医師又は歯科医師の技能、治療方法、経歴又は学位に関する事項にわたつてはならない。

第十四條 前條第一項第二号の規定による診療科名は左に掲げるものとする。

一 医業については内科、精神科、小兒科、外科、整形外科、皮膚科、尿器科（又は皮膚科、尿器科）、産婦人科（又は産科、婦人科）、眼科、耳鼻喉科、理学診療科（又は放射線科）

二 歯科医業については歯科、前二号以外の診療科名であつて当該診療に從事する医師又は歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの

三 前二号以外の診療科名であつて当該診療に從事する医師又は歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの

四 病院若しくは診療所の業務等の廣告

五 入院設備の有無

六 その他都道府県知事の許可を受けた事項

七 その他都道府県知事の許可を受けた事項

八 その他都道府県知事の許可を受けた事項

九 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十一 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十二 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十五 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十六 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十七 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十八 その他都道府県知事の許可を受けた事項

十九 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十一 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十二 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十五 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十六 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十七 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十八 その他都道府県知事の許可を受けた事項

二十九 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十一 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十二 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十五 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十六 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十七 その他都道府県知事の許可を受けた事項

三十八 その他都道府県知事の許可を受けた事項

四 就業の日時
五 収容施設の有無
六 その他の都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に從事する者でない場合には、その業務に從事する日時を併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、助産婦の技能又は経歴に關する事項にわたつては、事前に從事する日時を併せて廣告しなければならない。

4 前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に從事する者でない場合には、その業務に從事する日時を併せて廣告しなければならない。

5 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

6 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

7 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

8 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

10 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

11 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

12 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

13 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

14 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

15 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

16 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

17 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

18 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

19 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

20 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

る者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第三條、第四條第二項、第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十二条、第二十三條、第一号から第五号まで又は第二十七条の規定に違反した者

二 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十五条第一項の規定によると報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十六条この法律は、医師法施行の日からこれを施行する。

5 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備について、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。ただし、構造設備に重大な変更を加えた外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

6 第四十六条この法律は、医師法施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。

7 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十一条の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第四十八号、以下旧規則といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

8 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

9 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

10 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

11 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

12 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

13 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

14 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

15 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

16 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

17 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

18 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

19 第四十七条國民医療法（昭和十七年法律第七十号、以下旧法といふ。）第二十二条の規定により許可を受けた者

2 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受け、又は旧規則第七十四条の規定により許可を受けた者

3 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたものとみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、第三條第二項の規定にかかるらず、なお從來の名稱に用ひることができる。

4 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に病院又は診療所所在地の都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

5 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

6 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

7 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

8 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

9 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

10 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

11 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

12 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

13 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

14 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

15 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

16 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

17 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

18 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

19 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

20 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

21 旧法第二十一条の規定により開設の許可を受けたときは、その都道府県の許可を受けたときとは、更に二年間は、なお旧法の規定によることができる。

3 開設の届出をしたとのみならず、開設の届出をしたものとみなされた診療所又は患者二十人以上の収容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

4 第四十八条この法律施行の際現に存する医業、歯科医業若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所の開設の届出をしたとのみならぬことがある。

所に関する廣告であつて、第三十九條、第四十條第三項又は第四十一条の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六日間は、なお旧法の規定によることができる。

第四十九條 この法律の規定による助産所に該当するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

2

前項の規定に該当する助産所であつて、この法律施行の日から六月内に第七條又は第八條の規定により助産所の開設の許可を受け、又は開設の届出をしたものの構造設備については、この法律施行の日から二年間は、なおこの法律の規定によらないことができる。

第五十条 旧規則第四十五條第一項但書、第二項、若しくは第五十一條但書の規定によつて許可を受けたとみなされた者は、第十二條第一項但書若しくは第二項又は第十八條但書の規定によつて許可を受けた者とみなす。

2 旧規則第三十六條第一項第一号の規定によつて厚生大臣の許可を受けた者は、これを第四十條第一項第二号の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十一條 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定による休止の届出は、これをこの法律

の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十二条 この法律施行前死亡し、又は失、その宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合において、この法律施行の日ま

で、旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了していないものについては、なお從前の規定により、これを届け出なければならない。

第五十三条 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつて都道府

縣知事がなし、又は旧規則第八十

條の規定によつてなしたとみなさ

れた処分は、これをこの法律の相

當規定によつてなしたものとみなす。

〔都合により最終号の附録に掲載〕
医療法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
國家公務員共済組合法目次

第一章 総則
第二章 組合員
第三章 納付
第四章 福祉施設
第五章 掛金及び國庫負担金
第六章 共済組合審査会
第七章 雜則

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔都合により最終号の附録に掲載〕
〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔都合により最終号の附録に掲載〕

織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者(雇用の日から二箇月を超える者を除く。)

三 公園及び特別調達廳の職員のうち政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者

四 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために労務に服する者

五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する者

六 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の適用を受ける者

七 営林局(營林署を含む。)に属する職員 農林省

八 運輸省に属し陸運に關する事務並びに國有鉄道に關する國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く。)に關する事務に從事する職員 運輸省

九 建設省の地方建設局(第一技術研究所を含む。)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に屬し港灣の建設又は保存に從事する職員 建設省

十 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項

十一 その他組合の事業執行に関する事項

十二 組合員に関する事項

十三 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項

二 資産の管理その他財務に関する事項

三 会員の資本の額及び会員の名簿の記入

四 印刷局に属する職員 大藏省

五 造幣局に属する職員 大藏省

六 國立学校に属する職員 文部省

七 営林局(營林署を含む。)に属する職員 農林省

織する。但し、左の各号に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項

二 組合員に関する事項

三 掛金に関する事項

四 資産の管理その他財務に関する事項

五 会員の資本の額及び会員の名簿の記入

六 会員の名簿の記入

七 営林局(營林署を含む。)に属する職員 農林省

八 運輸省に属し陸運に關する事務並びに國有鉄道に關する國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く。)に關する事務に從事する職員 運輸省

九 建設省の地方建設局(第一技術研究所を含む。)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に屬し港灣の建設又は保存に從事する職員 建設省

十 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項

十一 その他組合の事業執行に関する事務に從事する職員 建設省

十二 組合員に関する事項

十三 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項

二 資産の管理その他財務に関する事項

三 会員の資本の額及び会員の名簿の記入

四 印刷局に属する職員 大藏省

五 造幣局に属する職員 大藏省

六 國立学校に属する職員 文部省

七 営林局(營林署を含む。)に属する職員 農林省

八 運輸省に属し陸運に關する事務並びに國有鉄道に關する國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く。)に關する事務に從事する職員 運輸省

九 建設省の地方建設局(第一技術研究所を含む。)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に屬し港灣の建設又は保存に從事する職員 建設省

十 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項

十一 その他組合の事業執行に関する事務に從事する職員 建設省

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

四 訴訟、訴願の提起及び和解

五 その他各省各廳の長又は運営審議会において特に重要な事項

六 前項に定める事項の外、運営審議会は、各省各廳の長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につき各省各廳の長に建議することができる。

(事務職員及び國の施設の利用)

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範囲内において、大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳に所属する職員をして組合の事務に従事させ又はその管理に係る施設を組合の利用に供することができる。(会計)

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 組合の会計組織は、大藏大臣がこれを定めるものとし、組合はその財産目録、貸借対照表及び收支計算書に関する報告書を少くとも毎事業年度末及び大藏大臣の指定するときに、大藏大臣に提出しなければならない。

3 前項に規定する書類は、大藏大臣の承認を受けることを要し、その承認を受けたときは、組合はその書類の写すべての組合員の閲覽に供しなければならない。

(組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲

(大藏大臣の権限)

第九條 組合の事業の執行は、大藏大臣が、これを監督する。

2 組合は、大藏大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての詳細な報告書を、大藏大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。

3 大藏大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び会計について監査するものとする。

(非課税)

第十條 組合には、所得税及び法人税は課さない。

2 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

3 第十七條に掲げる給付に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

4 地方公共團体は、組合の事業に対する地方法を課すことなどができない。

3 第十一條 組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行うべき事項とならぬとき。

4 第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その後の属する月からこれを起算し、その後の資格を喪失した日の属する月を以て終るものとする。

5 第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、組合員たる資格を喪失した日の属する月を以て終るものとする。

6 第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

(責任準備金の移換)

7 第十七條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合、組合員たる資格を取得した場合は、その者に係る責任準備金により生計を維持するものとする。

げる者を除き、その職員となつた者がこれに該当しない職員となつたときは、そのなつた日から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

2 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいてなお相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならない。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

(組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当する場合はその該当するに至つた日)から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

2 組合員に因位未滿の端数を生じたときは、これを円位に満たしめること。

3 第二十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その後の属する月からこれを起算し、その後の資格を喪失した日の属する月を以て終るものとする。

(組合の給付)

2 第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、殘疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行ふ。

3 第十八條 この法律において被扶養者は、組合員の直系尊屬、配偶者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

(被扶養者の範囲)

2 第十九條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者といふ。以下この節及び第六十

二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

金に相當する金額を他の組合に移換しなければならない。但し、命令で指定する組合相互の間については、この限りでない。

2 第八十一條に規定する組合は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の適用を受ける場合においては、命令で、これを定める。

3 給付額に因位未滿の端数を生じたときは、これを円位に満たしめること。

(年金の支給の始期及び終期)

2 第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその

3 第二節 給付

2 給付額に因位未滿の端数を生じたときは、これを円位に満たしめること。

(組合の給付)

2 第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、殘疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行ふ。

3 第十八條 この法律において被扶養者は、組合員の直系尊屬、配偶者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

(被扶養者の範囲)

2 第十九條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者といふ。以下この節及び第六十

二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は給付事由発生當時給付事由が退職後に発生したものにあつては退職当時の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の

1 休業給付にあつてはその二十分の一(休業給付をもつて俸給日額とする)。

2 給付額に因位未滿の端数を生じたときは、これを円位に満たしめること。

(年金の支給)

2 給付額に因位未滿の端数を生じたときは、これを円位に満たしめること。

(組合の給付)

2 第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその

3 第二節 給付

(組合の給付)

2 第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、殘疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行ふ。

3 第十八條 この法律において被扶養者は、組合員の直系尊屬、配偶者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

(被扶養者の範囲)

2 第十九條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者といふ。以下この節及び第六十

二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者(届出しないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその收入により生計を維持するものとする。

組合員又は組合員であつた者の死亡当时胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用につては、組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその收入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当时年齢満十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻届出をしてないが事实上婚姻関係と同様の事情に入つてると認められる場合を含む。(以下同じ)

八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当时から引き続き不具廢疾で生活料を得る途がない場合に限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受くべき遺族の範囲)

第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左の各号に掲げるものとする。

一 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫、及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当时主としてその收入によつて生計を維持していたもの

二 組合員又は組合員であつた者と同様の事情に入つてその收入によつて生計を維持していたもの

四 組合員又は組合員であつた者

の子、父母、孫及び祖父母で第

二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)

第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲げる者とする。

一 年金を受ける者の順位は、第

二十一條第一項に掲げる順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前條各号の順序。但し、同條第二号又は第四号に掲げる者の間ににおいては、それぞれ当該各号に掲げる順序。

三 前項の場合において、父祖父母については養父母を先にし実父母を後にして、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)

第二十五條 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除くの外、当該各種の給付を併給するものとする。

一 出産手当金の支給をなす場合においては、その支給期間内は傷病手当金はこれを支給しない。

二 傷病手当金又は出産手当金を受ける期間については、休業手当金はこれを支給しない。

三 廃疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付はこれを行わない。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、廢疾一時金はこれを支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付があるときは、給付金か

て、その者が組合に對して支拂うべき金額があるときは、給付金からこれらを控除する。

(時効)

第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生日から年金たる給付については五年間、その他他の給付については二年間、これを行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(損害賠償の請求権)

第二十九條 組合は、給付事由が第三者的行為に因て生じた場合においては、當該給付事由に対して行うべき給付の額度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対する損害賠償の請求権を取得する。

(第二節 保健給付)

第三十條 組合員が、公務に因らな

い而して疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

(療養の給付)

第三十一條 組合員が、公務に因ら

ない而して疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、第三十条及び第三十二条の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

二 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十条各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相當する額を、 $\frac{1}{2}$ の組合員に對し家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)

第三十二条 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限りこを行ふものとする。

(第三節 治療費)

第三十三条 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき第三十条各号に掲げる療養を受けた場合においては、組合は、第三十条及び第三十二条の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

二 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十条各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、 $\frac{1}{2}$ の組合員に對し家族療養費として支給する。

(第三節 治療費)

第三十四条 痘瘍の給付、療養費及

第六条 第二節 治療費

二 療養の給付

三 治療の給付

四 痘瘍の給付

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限りこを行ふものとする。

(二) 療養費及び家族療養費の支給開始後三年を経過したとき

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合においては、その給付は、前項第二号に規定する期間を超えて支給しない。

(三) 療養費

第三十五条 組合員が分べんとして俸給の一月分を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

(分べん費及び配偶者分べん費)

第三十六条 組合員又はその被扶養者である配偶者

2 組合員であつた者が、その資格喪失後分べんするまでに間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(四) 分べん手当金

第三十七条 組合員又はその被扶養

者である配偶者が分べん(死産の

び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に関し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限りこを行ふものとする。

二 疾病給付を受けるに至つたとき

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費の支給開始後三年を経過したとき

2 遺族一時金の額は、俸給日額

に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一條 左の各号の一に該當するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間二十年以上者の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間二十年未満の者で、廢疾年金の支給を受けの権利を有するものが死亡したとき。

四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受くべき遺族がないとき。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。

一 前條第一号に該當する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前條第二号に該當する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきものであつた退職年金の六年分に満たないときは、

官報号外 昭和二十一年六月二十九日 衆議院会議録第七十二号 医師法案外八件

その差額

三 前條第三号に該當する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、俸給日額に組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と俸給の十月分との合算額(その合算額が俸給の二十二月分を超えるときは二十二月分)に満たないときは、その差額

四 前條第四号に該當する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、廢疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

(用慰金及び家族弔慰金)

第五十三條 組合員又はその被扶養者が水害火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の用慰金を

その遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)

第五十四條 組合員がその生活又は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

(傷病手当金)

第五十五條 組合員が公務に因らぬで疾病にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服する

金の六年分に満たないときは、

ことができない場合においては、傷病手当金として、勤務に服する

ことができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期

間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかるらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾患に関しては、前項の期間を超えて通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

34條第二條の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(出産手当金)

第五十六條 組合員が分娩したときは出産手当金として分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十日以内において勤務に服するこ

とができるなかつた期間一日につき俸給月額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

第七節 休業給付

一 前條第一号に該當する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前條第二項の規定は、出産手当金の支給に関して、これを準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際

出産手当金を受けている場合においては、その給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合員の組合員たる資格を取得したときは、その月以後は、この限りでない。

第五十九條 この法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け又は禁じ以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者は又はその被扶養者が、正当の理由なくして療養に関する指揮に従わなかつたことにより又は

重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十七條 組合員が、左の各号の一の事由に因り欠勤した場合においては、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号については、当該各号に掲げる期間内)一日につき俸給日額の十分の六を支給する。

二 組合員の被扶養者の疾病又は公務に因らない疾病又は負傷

三 組合員又はその配偶者の分娩

四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害

五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者

六 組合員の収入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は葬祭

七 前各号に掲げるものの外、所屬機関の長が已むを得ないと認めた事由

二 正当の理由がなくて前項の診断を拒否した場合においては、その者に係る保健給付、廃疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第六十二条 遺族給付の支給を受くべき者が、組合員又は組合員であつた者若しくは遺族給付の支給を受ける者を故意に死に致らしめたときは、その者については、その受べき給付を支給しない。但し、この場合において後順位者があるときはその者に支給する。

第四章 福祉施設

第六十三條 組合は、前章に規定す

る給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行ふことができる。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 組合員の需要する生活必需物資の買入又は賣却

六 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共同組合連合会（以下連合会といふ）を設立することができる。

7 連合会は法人とする。

第六十一条 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 連合会は、大蔵大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行った所を連合会と定める。

3 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるため、掛金を負担する。

4 連合会は、大蔵大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行った所を連合会と定める。

5 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるため、その組合に對し国庫が拂い込む負担金（第十七條第二号から第四号までに掲げる金額を、その拂込があるごとに、連合会に拂い込まなければならない。連合会は、定款を以て左に掲げる事項を規定し、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

二 目的

三 事務所の所在地

四 加入及び脱退に関する事項

五 役員に関する事項

六 資産の管理及び会計に関する事項

2 定款は、大蔵大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

第六十六条 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七条 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金（掛金）

第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定するものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運営規則でこれを定める。

3 第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長はこれを毎月組合に拂い込むものとする。

一 保健給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一とする。

二 退職給付、廢疾給付及び遺族給付に要する費用の百分の五十

三 組合の事務に要する費用の金

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

第六十九條 組合員の俸給支給機関は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所属する組合に拂い込まなければならぬ。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審議会の同意を得なければならない。

第六章 共済組合審査会（審査の請求）

第七十一條 給付に關する決定又は掛金の徵収に對し異議のある者は、直接共済組合審査会（以下審査会といふ）に對し或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもつて審査会に對し審査を請求することができる。

2 前項の規定による給付に關する決定に對する審査の請求は、時効の中斷に關しては、これを裁判上

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選舉する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選舉する。

第七十四條 審査会の委員は、会長を代表する委員のうちから、会長を選舉する。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選舉する。

第七十五条 審査会は、会長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、会長によりその権限に屬せしめられた事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項

3 決定による請求があつた場合においては、當該関係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいづれか一人がそれを所轄する。

第七十三条 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審議会の同意を得なければならない。

第七十七条 審査会は、審査のため見を求める又は審査を請求した者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に關する請求の場合には医師に診断若しくは検査をさせることができる。

第七十八条 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内にこれになさなければならぬ。

2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に對してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七条の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第七章 雜則（醫療に関する事項）

第八十条 組合は、この法律の医療に関する事項について、隨時厚生大臣に連絡をしなければならない。

（船員たる組合員に対する例外）

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であ

るもの（以下船員たる組合員といふ）の船員たる組合員としての資格の喪失及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二条 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないいづれか一つの給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合員でなかつた船員保険の被保険者である組合員として受けるべき退職給付の場合のその期間に対する船員保險法に規定する養老年金又は脱手当金若しくは遺族年金との併給

二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金、脱手当金又は遺族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

第八十三条 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付又は、組合員として受けるべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に関する給付を除く）とのうち、組合員に有利ないいづれか一つを支給するものとする。

（國家公務員法との関係）

第八十四条 この法律は國家公務員

法（昭和二十一年法律第二百二十号）に定める諸条項にすべての点において從属し、且つ、如何なる点においてもこれにて、触れないものとする。又從つて國家公務員法の

規定、同法に基く法律、政令又は人事委員会規則が施行せられたときは、これとて、触れるこの法の規定は、その効力を失うものとする。

附 則

（施行期日）

第八十五条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

（地方職員の取扱）

第八十六条 國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基づいて設けられた組合（以下新組合といふ）の組合員となる。

（前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に

新組合の組合員たる資格を有することは、この法律施行の日において、その者の所屬する各省各廳に設けられた組合員となつたものとみなす。

第八十七条 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有する者は、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共團體」第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」第十九條中「俸給」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者」と読み替えるものとする。

（施行の現在における貸借対照表）

第九十三条 新組合は、大藏大臣の

3 第一項の組合員に対する給付額に定める組合員に対する給付額に算定の基準となすべき給與について従属し、且つ、如何なる点においてもこれにて、触れないものとする。

（旧法による共済組合の取扱）

第八十七条 この法律施行の際現存する從前の法令に基いて組織された共済組合（以下「旧組合」という）は、命令の定めるところにより、この法律に基いて組織されたものとみなす。但し、命令で指定する組合（以下「廃止組合」という）に

組合（以下「廃止組合」という）に存する從前の法令に基いて組織された組合の組合員であつたものとする。

（廃止組合の取扱）

第八十八条 廃止組合の管理に係る旧組合（以下「廃止組合」という）に付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の日以後にその給付事由が発生した給付については、なお從前給付事由が発生している給付及びこの法律施行の日前に給付については、この限りでない。

（旧組合の権利義務の承継）

第八十九條 廃止組合の組合員で、権利義務の承継に関しては、命令でこれを定める。

（旧組合員の取扱）

第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有する者は、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共團體」第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」第十九條中「俸給」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共團體から報酬を受けるもの又は地方公共團體の事務所に使用される者」と読み替えるものとする。

（組合員たる期間計算の特例）

第九十條 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前から引き続き旧組合の職員であつた期間（第一條各号の一に該当する職員であつた期間及び恩給法（大正十一年法律第四十一号）に規定する公務員又は公務員に準すべき者であつた期間を除く）は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。

（期間計算の特例に伴う追加費用の負担）

第九十二条 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫（第八十六條第一項の規定に該当する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

（新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日に新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

（廃止組合以外の旧組合の組合員）

第九十三条 前項の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫（第八十六條第一項の規定に該当する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

（新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

定めることにより、この法律施行の日現在における貸借対照表を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

（退職給付等の経過措置）

第九十四条 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対しては、当分の間、これを行わない。

（新組合の組合員に対する給付）

第九十五条 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべき退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、第四十一條又は第五十條の規定により算定した額よりその法律施行前の職員であつた期間一年について俸給日額に左の各号に掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。

但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

（新組合の組合員に対する給付）

第九十六条 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

（新組合の組合員に対する給付）

第九十七条 財團法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。

財團法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。

(審査会の委員の任期に関する特例)

第九十八条 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員はそれぞれ第三條第二項の規定により組合を代表する各省各廳の長がこれを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる法令は、この法律施行の日に、これを廃止する。

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第一百二十七号)、

専賣局共済組合令(明治四十一年勅令第百五十七号)、

印刷局共済組合令(明治四十二年勅令第二十二号)、

勅令第二十一号)、

通信共済組合令(明治四十二年勅令第二十一号)、

令第二百五十一号)、

當林局署共済組合令(大正八年勅令四十四号)、

造幣局共済組合令(大正十二年勅令第三百六号)、

警察共済組合令(大正九年勅令第十四号)、

令第二百五十一号)、

土木共済組合令(大正十二年勅令第三百三十二号)、

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一号)、

刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)、

前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり高度の精神障害を残し、勤労能力を喪失したもの。

別表第一		政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)		北海道廳營林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)	
組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年以上	二〇	七年六月以上	一五〇	十四年六月以上	三三五
一年六月以上	三〇	八年以上	一六〇	十五年六月以上	三五〇
二年以上	四〇	八年六月以上	一七〇	十五年	三六五
二年六月以上	五〇	九年以上	一八〇	十五年六月以上	三八〇
三年以上	六〇	九年六月以上	一九〇	十六年	三九五
三年六月以上	七〇	十年以上	二〇〇	十六年六月以上	四一〇
四年以上	八〇	十年六月以上	二一五	十七年	四二〇
四年六月以上	九〇	十一年以上	二三〇	十八年六月以上	四三五
五年以上	一〇〇	十二年以上	二四五	十九年六月以上	四五〇
五年六月以上	一一〇	二六年以上	二六〇	二十年六月以上	四五五
六年以上	一二〇	二七年六月以上	二七五	二十九年六月以上	四七〇
六年六月以上	一三〇	三十年以上	二九〇	十九年六月以上	四五五

別表第二

級	癒疾の程度	癒疾年金	癒疾の状態
一	一	一	両眼の視力〇・〇六以下に減じたもの
二	二	二	そしやく又は言語の機能を廢したもの
三	三	三	両腕を腕関節以上にて失つたもの
四	四	四	両足を足関節以上にて失つたもの
五	五	五	両腕の用を全廢したもの
六	六	六	両足の用を全廢したもの
七	七	七	両足を失つたもの
八	八	八	前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり高度の精神障害を残し、勤労能力を喪失したもの

別表第三

番号	癒疾一時金を支給すべき程度の癒疾の状態			
	金	年	疾	癒
	一	二	三	四
	級	級	級	月
			五	月
			月	數
一	一	一	一	一
二	二	二	二	二

備考

一 視力の測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。

二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三 指の用を廢したものは指の末節の半以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)著しい運動障害を残すものをいう。

四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

一 両眼の視力〇・一以下に減じたもの
正視力につき測定する。
二 一足の三大関節中二関節の用を廢したもの
一定を定閏節以上で失つたもの
三 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
一手のおや指及びひとさし指併せて四指以上を失つたもの
せき柱に著しい機能障害を残すもの
四 一足の三大関節中二関節の用を廢したもの
一定を定閏節以上で失つたもの
五 前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり精神障害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの
六 十指の用を廢したもの
七 一腕の三大関節中二関節の用を廢したもの
八 一足の三大関節中二関節の用を廢したもの
九 一定を定閏節以上で失つたもの
十 のあしゆびを失つたもの
十一 前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり精神障害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの

別表第四		癒疾一時金を支給すべき程度の癒疾の状態			
番号		金	年	疾	癒
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二

一 一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの
二 両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症視野狹さく若しくは視野変状を残すもの
三 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの

鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聽力耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの

鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの

せき柱に著しい運動障害を残すもの

おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの

おや指の用を失したもの又はひとさし指を併せて二指の用を失したもの

おや指及びひとさし指以外の三指の用を失したもの

おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの

おや指の用を失したもの又はひとさし指を併せて二指の用を失したもの

腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの

腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの

腕の長管状骨に仮関節を残すもの

腕の長管状骨に仮関節を残すもの

腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの

腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの

前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの

前各号の外負傷又は疾病に因り発疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は万國式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を失したものとは指の末節の半以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては指関節)に著しい運動障害を残するものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものはその全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を失したものとは、第一のあしゆびは末節の半以上、その他のあしゆびは末関節以上を失つたもの又はしよし関節若しくは第一のあしゆび関節(第一のあしゆびにあつてはあしゆび関節)に著しい運動障害を残するものをいう。

別表第五

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月未満	一二〇	七年以上	二六〇	十四年	以上
六月以上	一三〇	七年六月以上	二七〇	十四年六月以上	四五五
一年以上	一四〇	八年以上	二八〇	十五年	以上
一年六月以上	一五〇	八年六月以上	二九〇	十五年六月以上	四五五

二年 以上	一六〇 九年 以上	三〇〇 十六年 以上	五〇〇
二年六月以上	一七〇 九年六月以上	三一〇 十六年六月以上	五一五
三年 以上	一八〇 十年 以上	三一〇 十七年 以上	五三〇
四年 以上	二〇〇 十一年 以上	三五〇 十八年 以上	五六〇
五年 以上	二二〇 十二年 以上	三八〇 十九年 以上	五九〇
五年六月以上	二三〇 十二年六月以上	三九五 一九年六月以上	六〇五
六年 以上	二四〇 十三年 以上	四一〇 二十年 以上	一二〇
六年六月以上	二五〇 十三年六月以上	四二五	

別表第六

損 害 の 程 度	月 数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三 月
二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき	二 月
三 住居又は家財の半分程度が焼失又は滅失したとき	一 月

〔都合により最終号の附録に掲載〕

國家公務員共済組合法案内閣提出)に関する報告書

理容師法の一部を改正する法律案

理容師法の一部を改正する法律案

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のよう

第十二条 第二條を改正する。学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において理容師の免許を受けた者の指導の下に第一のあしゆび関節(第一のあしゆびにあつてはあしゆび関節)に著しい運動障害を残すものをいう。

第三條 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三條

條に規定する理容師及び美容師の養成施設を指定しようとするときは、理容師養成施設指定委員会に諮問しなければならない。

前項の理容師養成施設指定委員会に開する規定は、省令で、これを定める。

第二十条 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二十一条 昭和二十三年一月一日において現に、都道府県知事が從前の命令の規定により認可又は指定した理容師の養成施設において修業中であつた者は、理容師法(昭和二十一年法律第二百三十四号)第二條又は第三條の規定にかかるわらず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府縣知事の免許を受けて理容師にならざることができる。

第二十二条 昭和二十三年一月一日において現に、理容師になる目的で、理容所において理容業又は美容師の免許を受けた者の指導の下に行われなければならない。

第三條 学校教育法第四十七條に規定する者で、厚生大臣の指定した美容師養成施設において一年以上美容師試験に合格したときは都道府縣知事の免許を受けて理容師にならざることができる。

第四條 厚生大臣が第二條及び第三條

に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第五條 厚生大臣が第二條及び第三條

に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地

練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第六條 厚生大臣が第二條及び第三條

に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地

練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第七條 厚生大臣が第二條及び第三條

に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地

練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

第八條 厚生大臣が第二條及び第三條

に規定する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設において一年以上美容師養成施設において一年以上美容師たるに必要な智識及び技能を修業した後更に一年以上の実地

練習を受けた者は、都道府県知事の免許を受けて美容師になることができる。

〔都合により最終号の附録に掲載〕

予防接種法案

第一章 総則

第一條 この法律は、傳染の處がある疾病的発生及び蔓延を予防するため、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

第二條 この法律で「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病的予防に有効であることが確認されている免疫原を、人体に注射し、又は切種することをいう。

この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病は、左に掲げるものとする。

痘

ジフテリア

腸チフス

バラチフス

百日咳

結核

発疹

コレラ

ペスト

紅熱

インフルエンザ

ワイル病

第三條 何人も、この法律に定める予防接種を受けなければならぬ。

十六歳に満たない者及び禁治產者については、前項の規定にかかるわらず、その保護者において、そ

の者に予防接種を受けさせらるため必要な措置を講じなければならない。

第四條 左に掲げる者は、十六歳に満たない児童、生徒その他これらに準ずる者、禁治產者又は十六歳に満たない寄ぐら者の保護者が、前條第二項の義務を履行していない場合には、その保護者に対し、同項の義務を履行すべき旨を指示しなければならない。

一 乳兒院、保育所その他の児童福祉施設の長
二 学校、病院その他これらに準ずる施設の長
三 届用の目的をもつて人を寄ぐらせる者

前項各号に掲げる者は、同項に規定する児童、生徒その他の者に予防接種を受けさせることができること。

第五條 市町村長（東京都の区の存する区域にあって保健所長とする。以下同じ。）は、この法律の定めによるところにより、保健所長（東京都の区の存する区域の保健所及び保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一條の規定に基く政令で定める市にあつては、道府県知事）の指示を受け、定期的予防接種を行わなければならない。

第六條 都道府県知事は、疾病的範囲及び期日を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせることができる。

厚生大臣は、必要があると認め

るときは、前項の予防接種を、都道府県知事に行わせることができ

る。

第二章 実施方法

第七條 市町村長は、予防接種を受ける定期にある者の予防接種を受ける期日を指定しなければならない。

第八條 市町村長は、前條の規定により指定した期日に予防接種を受けないか、又はこれを受けた証拠の不明な者があるときは、さらに期日を指定して、又は直ちに、予防接種を行わなければならない。

第九條 疾病その他の事故のため、指定定期日に予防接種を受けることができなかつた者又はその保護者は、その指定定期日後七日以内にその事由を添え、市町村長に猶予を申請することができる。

第十條 前項の規定により予防接種を猶予したときは、市町村長は、その証明書を交付しなければならない。

第十一條 腸チフス又はバラチフスの予防接種を行うときは、あらかじめその予防接種に対する禁忌徴候の有無について健康診断を行わなければならない。禁忌徴候があると診断されたときは、その者に對して予防接種を行ってはならない。

第十二條 百日咳の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、百日咳にかかる予防接種を行ってはならない。

第十三條 百日咳の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、百日咳にかかる予防接種を行つてはならない。

第十四條 結核の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十五條 ジフテリアの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十六條 生後六月より生後十二月に至る期間

証明書により、これを免除することができる。

一 生後二月から生後十二月に至る期間

二 小学校入学前六月以内

三 小学校卒業前六月以内

四 腸チフス又はバラチフスの予防接種は、左に掲げる定期における期間にかかるかかづているか、又はツベルクリン反応が陽性の者で省令で定めるものについては、保

一 生後三月から生後六月に至る期間

二 前号の定期の予防接種後十二月から十八月に至る期間

第十一條 ジフテリアの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十二條 痘、痘、痘瘡の予防接種（以下種痘といふ。）は、左に掲げる定期においてこれを行う。但し、痘、痘瘡にかかる者又はかかつたことがある者については、保健所長の證明書によつては、保健所長の證明書により、これを免除することができる。

第十三條 百日咳の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十四條 結核の予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十五條 ジフテリアの予防接種は、左に掲げる定期においてこれを行う。

第十六條 生後六月より生後十二月に至る期間

健所長の証明書により、これを免除することができる。

一 生後六月以内

二 前号の定期の予防接種後満三

十歳に至るまでの間において毎

年

り、結核の予防接種を行うときは、あらかじめツベルクリン反応検査を行わなければならない。

第十五條 この法律で定めるもの以外、予防接種の実施方法に関して必要な事項は、省令でこれを定め

る。

第三章 証明書及び記録

第十六條 市町村長は、第十條から

第十四條までの規定により定期の

予防接種を受けた者に対し、省

令の定めるところにより、定期の

予防接種を交付しなければな

らない。

第二十條 この法律の定めるところ

により、予防接種を行うため必要

な経費は、市町村（第六号の規定

による予防接種については、都道

府県又は市町村）の支弁とする。

第二十一條 都道府県は、政令の定

めるところにより、前條の規定に

より市町村の支弁する額の三分の

二を負担しなければならない。

第二十二條 國庫は、政令の定めるところにより、第二十條の規定に

より都道府県の支弁する額及び前

條の規定により都道府県の負担す

る額の二分の一を負担する。

第二十三條 市町村長は、この法律

の定めるところにより、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収しなければならない。但し、これらの者が、經濟的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき及び第六條の規定による予防接種を行うときはこの限りでない。

第十八條 保健所長は、痘、そう、百日せき、腸チフス若しくはバラチフスにかかるいる者若しくはか

かつたことのある者又は結核にかかるいるか、若しくはツベルクリン反応が陽性の者で省令で定めるものに對して、その者を診療しめた医師の届出により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第十九條 市町村長（第六條の規定による予防接種については、都道府縣知事又は市町村長）は、省令の定めるところにより、この法律の規定により行つたすべての予防接種に関する記録を作成し、且つ、これを保存しなければならない。

第四章 費用

第二十條 この法律の定めるところ

により、予防接種を行つたため必要

な経費は、市町村（第六号の規定

による予防接種については、都道

府県又は市町村）の支弁とする。

第二十一條 都道府県は、政令の定

めるところにより、前條の規定に

より市町村の支弁する額の三分の

二を負担しなければならない。

第二十二條 國庫は、政令の定めるところにより、第二十條の規定に

より都道府県の支弁する額及び前

條の規定により都道府県の負担す

る額の二分の一を負担する。

第二十三條 市町村長は、この法律

の定めるところにより、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収しなければならない。但し、これらの者が、經濟的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき及び第六條の規定による予防接種を行うときはこの限りでない。

第十八條 保健所長は、痘、そう、百日せき、腸チフス若しくはバラチフスにかかるいる者若しくはか

二十四條 東京都の区の存する区域にあつては、第二十條から第二十二條までの規定にかかわらず、後三十六月以上者の者で、腸チフスによる予防接種については、都道府縣知事又は市町村長は、予防接種を行うため必要な経費を東京都の支弁とし、國庫は、その額の二分の一を負担する。

第二前項の場合において実費の徵収については、前條の規定を準用する。この場合において同條由市町村長とあるのは、これを「東京都

第二十五條 この法律の定めるところにより、予防接種を行つべき市町村が、これを行わないか、若し

くは行つても十分でないと認めるとき又は必要な期間内に行うこと

ができないと認めるときは、都道

府縣知事は、予防接種を行い、そ

の費用を市町村に支弁させること

ができる。

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罪金に

にする。

第二十七條 第十條第六項又は第七

項の規定に違反した者は、これを

六月以下の罰金に処する。

第二十八條 この法律は、昭和二十

三年七月一日から、これを施行す

る。但し、第十三條、第十四条の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各

規定につき政令でこれを定める。

第二十九條 この法律施行の際、生

後三十六月以上の者で、腸チフス

又はバラチフスの予防接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

第二前項の場合において実費の徵収については、前條の規定を準用する。

第二十九條 この法律施行の際、生

後三十六月以上の者で、腸チフス

又はバラチフスの予防接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一号の規定により行つた第一期種痘は、な

どを指定して種痘を行わなければ

なければならない。

第三十條 第十三條第一号の予防接種を受けた者とみなす。

第三十一條 第十四條施行の際生後

六月以上の者で結核の予防接種を

受けたことのある者は、同條第一

項第一号の予防接種を受けた者と

みなす。

第二前項の予防接種を受けた者は、

第三十二條 第十三條第一号の予防接種を受けた者とみなす。

第三十三條 傳染病予防法（明治三

十年法律第三十六号）の一部を次

のよう改訂する。

第二十一條第二号中「市町村ニ

於テ施行スル清潔方法、消毒方法

及種痘ニ要スル諸費」を「市町村ニ

於テ施行スル清潔方法及消毒方

法ニ要スル諸費」に改める。

第三十四條 第三條第一項の規定によつて國會法第八十三條によりことに添付する。

昭和二十三年六月二十三日

參議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿
予防接種法案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

優生保護法

第一章 総則
（この法律の目的）

第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものとす。

第三條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第四條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第五條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第六條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第七條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第八條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第九條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十一條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十二條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十三條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十四條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十五條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

第十六條 この法律で人工妊娠中絶とは、胎兒が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎兒及びその附属物を母体外に排出することをい。

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩によって、母体の健康を著しく害する

六 分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

七 前項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示するこ

とができないときは本人の同意だけ足りる。

八 (強制優生手術の審査の申請)

九 第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に

十 対し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に關する審査を申請することができる。

十一 (優生手術の再審査)

十二 第七條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行なべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うこととの適否を決定して、その結果を、再審査の申請することができる。

十三 (任意の人工妊娠中絶)

十四 第七條 都道府県の区域を単位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師といふ)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行なうことができる。

十五 第七條 都道府県優生保護委員会及び手術を行なべき医師に通知する。

十六 (審査に関する意見の申述)

十七 第八條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

十八 第九條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

十九 第十條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

二十 第十一條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

二十一 第十二條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

二十二 第十三條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

二十三 第十四條 第四條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、優生手術を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

(優生手術の実施)

一 第十條 優生手術を行うことが適當である旨の決定に異議がないとき

二 又はその決定若しくはこれに關する判決が確定したときは、第五條

三 第二項の医師が、優生手術を行なう。

四 暴行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶すること

五 娠したもの

六 前項の申請には、同項第一号内にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

七 第十一條 前條の規定によつて行なうべき費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

八 第三章 母性保護

九 第十二條 都道府県の区域を単位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師といふ)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行なうことができる。

十 第十三條 第十二條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、人工妊娠中絶を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

十一 第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行なうことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

十二 第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

十三 第十六條 優生保護委員会は、

十四 第十七條 優生保護委員会は、

十五 第十八條 優生保護委員会は、

十六 第十九條 優生保護委員会は、

十七 第二十條 優生保護委員会は、

十八 第二十一條 優生保護委員会は、

十九 第二十二條 優生保護委員会は、

二十 第二十三條 優生保護委員会は、

三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する

四 虞れのあるもの

五 娠したもの

六 前項の申請には、同項第一号内にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

七 第十一條 前條の規定によつて行なうべき費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

八 第三章 母性保護

九 第十二條 都道府県の区域を単位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師といふ)は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を得て、任意に、人工妊娠中絶を行なうことができる。

十 第十三條 第十二條の規定による申請にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、改めて、人工妊娠中絶を行なうことを決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

十一 第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行なうことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

十二 第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

十三 第十六條 優生保護委員会は、

十四 第十七條 優生保護委員会は、

十五 第十八條 優生保護委員会は、

十六 第十九條 優生保護委員会は、

十七 第二十條 優生保護委員会は、

十八 第二十一條 優生保護委員会は、

十九 第二十二條 優生保護委員会は、

二十 第二十三條 優生保護委員会は、

二十一 第二十四條 優生保護委員会は、

二十二 第二十五條 優生保護委員会は、

二十三 第二十六條 優生保護委員会は、

絶に關する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を處理するため、優生保護委員會を置く。

(種類と権限)

第十七條 優生保護委員會は、中央優生保護委員會、都道府縣優生保護委員會及び地区優生保護委員會

2 中央優生保護委員會は、厚生大臣の監督に屬し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う

3 都道府縣優生保護委員會は、都道府縣ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に屬し、優生手術に關する適否の審査を行ふ。

4 地区優生保護委員會は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府縣知事の監督に屬し、人工妊娠中の他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生(構成)を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

第十八條 中央優生保護委員會は委員三十人以内で、都道府縣優生保護委員會は委員十人以内で、地区優生保護委員會は委員五人以内で、これを組織する。

2 各優生保護委員會において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民

生委員、裁判官、検察官、関係行政廳の官吏又は吏員その他學識経験ある者の中から、中央優生保護委員會にあつては厚生大臣が、都道府縣優生保護委員會及び地区優生保護委員會にあつては都道府縣知事が、それぞれ、これを命ずる。

都道府縣優生保護委員會及び地区優生保護委員會にあつては厚生大臣が、それぞれ、これを命ずる。

2 各優生保護委員會に、委員の互選による委員長一人を置く。

3 第十九條 この法律で定めるもの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員會の運営に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

4 第五章 優生結婚相談所(優生結婚相談所)

第五章 優生結婚相談所(優生結婚相談所)

第六章 届出、禁止その他の事項(届出)

第七章 罰則(第二十九條)

第八章 罰則(第三十條)

第九章 罰則(第三十一條)

第十章 罰則(第三十二條)

第十一章 罰則(第三十三條)

第十二章 罰則(第三十四條)

第十三章 罰則(第三十五條)

第十四章 罰則(第三十六條)

第十五章 罰則(第三十七條)

第十六章 罰則(第三十八條)

第十七章 罰則(第三十九條)

第十八章 罰則(第四十條)

第十九章 罰則(第四十一條)

第二十章 罰則(第四十二條)

婚姻相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならぬ。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師を置き、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

3 第二十三條 この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

4 第二十四條 この法律で定めるもの外、優生結婚相談所に關して必要な事項は、命令でこれを定めること。

(委任事項)

5 第二十五條 この法律で定めるもの外、優生結婚相談所に關して必要な事項は、命令でこれを定めること。

(委任事項)

6 第二十六條 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

7 第二十七条 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所を開設したことをして、優生結婚相談所たることは、示す名前を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

8 第二十八条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

9 第二十九條 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

10 第三十條 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所たることは、示す名前を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

11 第三十一條 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七条違反)

12 第三十二条 第二十六条の規定に違反して、届出をせざる者は、婚姻しようとするときは、その相手方に對して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(届出の特例)

(秘密の保持)

第二十七條 優生保護委員會の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に從事した公務員又は優生保護委員會の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師を置き、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

3 第二十三條 この法律による優生結婚相談所でなければ、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

(委任事項)

4 第二十四條 この法律で定めるもの外、優生結婚相談所に關して必要な事項は、命令でこれを定めること。

(委任事項)

5 第二十五条 この法律で定めるもの外、優生結婚相談所に關して必要な事項は、命令でこれを定めること。

(委任事項)

6 第二十六条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十三条違反)

7 第二十七条 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所を開設したことをして、優生結婚相談所たることは、示す名前を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

8 第二十八条 第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

9 第二十九條 第二十三条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものには、これを五千円以下の罰金に処する。

(第二十二条違反)

10 第三十條 第二十三条の規定に違反して、優生結婚相談所たることは、示す名前を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

(第二十五条違反)

11 第三十一條 第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

2 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円及び臨時委員、優生手術若しくは施行の事務に從事した公務員又は優生保護委員會の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

3 第二十九條 第二十八条の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。そのためには、人を死に至らしめたときは、以下の罰金に處する。

4 第三十條 第二十九條の規定に違反して、優生手術を行つた者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

5 第三十四条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

6 第三十五条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

7 第三十六条 この法律施行前になし得た違反行爲に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

8 第三十七条 第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

一 遺傳性精神病	精神分裂病 躁鬱病 眞性癲癇	白痴 痴愚	右の本院提出案をここに送付する。
二 遺傳性精神薄弱	魯鈍	遺傳性精神薄弱	魚鱗癖
三 遺傳性精神變質	色素性乾皮症	先天性表皮水疱症	多発性軟性神經纖維腫
四 遺傳性精神變質	先天性手掌足蹠角化症	先天性ボルフィリン尿症	結節性硬化症
著しい性慾異常	網膜色素変性	先天性色素白内障	先天性表皮水疱症
兎惡な常習性犯罪者	黃斑部変性	片眼	先天性白内障
四 強度且つ悪質な遺傳性精神變質	網膜膠腫	全色盲	先天性白内障
分裂病質	先天性眼震	先天性白内障	先天性白内障
癲癇病質	青色鞆膜	先天性白内障	先天性白内障
五 強度且つ悪質な遺傳性身体疾患	黒内障性白痴	先天性白内障	先天性白内障
遺傳性進行性舞蹈病	先天性眼震	先天性白内障	先天性白内障
遺傳性脊髓性運動失調症	青色鞆膜	先天性白内障	先天性白内障
遺傳性小脳性運動失調症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
筋萎縮性側索硬化症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
脊髓性進行性筋萎縮症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
神經性進行性筋萎縮症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
筋萎縮性顫縮症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
進行性筋性筋萎縮症障礙症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
筋緊張病	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
筋痙攣性顫縮症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
遺傳性震顫症	先天性白内障	先天性白内障	先天性白内障
家族性小兒四肢麻痺	先天性無眼球症	先天性白内障	先天性白内障
痙攣性脊髓痙攣	先天性骨欠損症	先天性白内障	先天性白内障
強直性筋萎縮症	先天性四肢欠損症	先天性白内障	先天性白内障
先天性筋緊張消失症	小頭症	先天性白内障	先天性白内障
先天性軟骨發育障礙	その他厚生大臣の指定するもの	先天性白内障	先天性白内障

優生保護法案

報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

参議院議長 松平 恒雄

〔山崎岩男君登壇〕

○山崎岩男君 ただいま議題となりました医師法案、保健婦助産看護婦法

案、歯科衛生士法案、歯科医師法案、理容師法の一部を改正する法律案、予防接種法案、優生保護法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、医師法案、歯科医師法案、保健婦助産看護婦法案、医療法案及び歯科衛生士法案について申し上げま

す。

國民医療法は、新憲法下の現状には適合しない点が多くあるとともに、終

戦後の社会情勢の変化に対応する新たな医事制度の確立が必要であります

ので、國民医療法を改正し、新たな医事法規を制定いたさうとするのが、政府

のこれら法規の提案理由であります。

以下、その内容の大略を申し上げたい

と存じます。

医師法案及び歯科医師法案について

申しますれば、第一に、両法案は医師、歯科医師の身分法とも申すべきものでありまして、從前の例にならぬ、兩法案の内容は大体その軌を一にしておるのであります。両者の業務内容の異なるに従い、その規定の内容にも若干の差異があるのであります。

第二に、両法案はいずれも医師及び歯科医師の職分、免許試験及び業務等につき規定を設けておりますが、その内容はおおむね現行の規定を踏襲してゐるのであります。改正のおもなる点は、一、医道審議会を設けて、免許の取消、停止等に関しその意見を聽くこととしたこと二、医師といえども、歯科医業を行うためには、歯科医師免許を受けなければならないこととしたこと。三、医師または歯科医師の処方箋の交付に関する從來の規定に若干の修正を加えたこと等であります。

次に、保健婦助産看護婦法案であります。本法案の内容は、昨年七月

制定公布されました保健婦助産看護婦令の内容を踏襲いたしたのであります。

ですが、本法案の内容は、昨年七月

制定公表されましたが保健婦助産看護婦令の内容を踏襲いたしたのであります。

修正を加えたこと等であります。

次に、保健婦助産看護婦法案であります。本法案の内容は、昨年七月

制定公表されました保健婦助産看護婦令の内容を踏襲いたしたのであります。

婦は、当然に甲種看護婦の業務をなすことができる」とし、乙種看護婦に限りは、甲種看護婦に比し業務の内容を制限いたすこととしたとしておるのあります。

次に医療法案でありますが、その内容は、第一に、病院の規格を引上げ、

患者二十人以上の収容施設を有するものとし、その設備等に関しても、從来よりも相当高度の基準を設けたのであります。

、関の整備の点につきましては、根本的に厚生省及び各都道府県に医療機関整備審議会を設けて、その全般的な整備計画につき調査審議させるとともに、地方公共團体等の経営する公的医療機関を早急に整備することにつき國庫補助を行うこととし、また医療機関の運営を行ふこととし、医療機関の運営を行ふこととし、医療機関として活用することとし、もつて公私すべての医療機関が一体となつて医療の普及向上に寄與し得るようなり勢の確立を企図いたしておるのであります。

次に、歯科衛生士法案について申し上げます。わが國民の多数が歯牙及び口腔疾患のためにその健康を損なわれて医療の普及向上に寄與し得るようなり勢の確立を企図いたしておるのであります。

以下、その内容の大略を申し上げますと、第一に、歯科衛生士になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、免許は、文部大臣または厚生大臣の指定した学

校、養成所等を卒業した者であつて、さらに厚生大臣の行う歯科衛生士試験に合格した者に対してこれを與えることとしております。第二に、歯科衛生士の業務は歯石の除去、予防のための薬剤の塗布等予防上の一定の措置のみに限られ、しかも、その業務を行うにあたつては歯科医師の直接の指導下におります。

おいてすることを要し、独立してはその業務をなし得ないことにしております。右のうち、医師法案はか三案は六月二十一日、医療法案は二十三日、本委員会に付託されたのであります。それぞれ関連性を有するがため、一括して申しあげます。

右のうち、医師法案はか三案は六月二十四日より審議に入り、連日熱心なる質疑應答が交されたのであります。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に対する相当高度の基礎的教養が要求され、以下、そのおもなるものについて申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

第一に、保健婦、助産婦、看護婦に對しては、本法律案施行の時期について申し上げます。

十二人」を「専任三百七人」に改める。

第二條中「専任一人一級」を「専任十人一級」に改め、「専任五人一級」を削る。

第四條中「専任三百二十一人 専任三千六百九十五人 二級」を「専任三千九百三十六人 二級」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

法務設置法等の一部を改正する法律案、内閣提出に關する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

○池谷信一君登壇
〔池谷信一君登壇〕

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の廻急的措置に関する法律案、裁判所職員の定員に關する法律案、法務設置法等の一部を改正する法律案の四件は、司法委員会に付託され一括して議題とし、審議いたしましたので、その法律案の要旨及び委員会における審議の

経過並びに結果の概要を、委託によりまして、ごく簡単に御報告申し上げます。

まず、民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

民事訴訟用印紙法、商事非訟事件印紙法により訴状などに貼用する印紙の額については、明治四十三年の法律改正により、わずかに金額の増加を見ただけで、何らの変更もなく今日に及んであります。しかるに、最近の物價高騰は著しく、終戦前に比較しますと、公定價格において六十五倍、実効價格においてはその数倍にも達しております。しかしながら、司法制度の理想としては、当事者の經濟的負担を最小限度に止むべきであります。よつて現下の物價事情並びに財政状態に照らして、この印紙額に適當な改正を加え、実情に適するようになります。

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

裁判所職員の定員に關する法律案、内閣提出する法律案(内閣提出)に關する報告書

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案は、去る六月十日司法委員会に付託されました。司法委員会は、他の重要法案審議のひま／＼に、その内容を見ましたところ、訴訟金額と印紙税額とを事務的に見地から分類したものにすぎないのであります。よつて六月十九日、質疑應答を省略し、ただちに討論に入り、各

党より賛成意見を述べられ、採決に增加してまいりました。社会不安にあります。地方裁判所や家庭裁判所の業務は繁忙を極めております。司法研修所の機構も拡充されました。これらに關する事務を厚生大臣の管理に移すべき時期を定めているのであります。法務総裁が厚生大臣と協議する時期は、今年四月一日からであります。

ます。

の結果、全会一致をもつて政府の原案通り可決せられた次第であります。

次に、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の廻急的措置に関する法律案について御報告申し上げます。

訴訟法の、廻急的措置に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

いわゆる刑事訴訟法の廻急的措置法は、昭和二十三年七月十五日までその効力を有し、その翌日より効力を失うことになります。かかるに、日本國憲法附屬法典としての本格的刑事訴訟法は、今国会において審議中であります。

この法律案は六月十六日に付託されました。たとい七月十五日までに刑事訴訟法が成立しましても、同法は昭和二十四年一月一日から施行することになつております。関係上、刑事訴訟法の廻急措置法の効力を昭和二十三年十二月末日まで延期する必要があるのです。

由りまして、その内容は、今年「七月十五日」とあるのを、翌年「一月一日」と入れかえただけであります。

司法院は、この法案につき、正案が提出されました。その内容は、

政府原案中の定員数より検察審査会事務官の増員を含んでおるのであります。かかるに、現在のところ検察審査会法案の成立は確定見込みがつきませんので、検察審査会事務官の増員を削除する必要があるのです。

正案が提出されました。その内容は、

政府原案中の定員数より検察審査会事務官の定員六百名を削除し、その残余をもつて定員とすべき要旨のものであります。この修正案は全会一致をもつて可決され、修正部分を除いた他の部

分については政府の原案通り可決されました。結局、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案は修正議決された次第であります。

裁判所職員の定員に關する法律案は、司法委員会に付託されました。司法委員会は、この法案につき、一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

裁判所職員の定員に關する法律案について御報告申し上げます。

裁判所職員の定員に關する法律案は、司法委員会に付託されました。司法委員会は、この修正案は全会一致をもつて可決され、修正部分を除いた他の部

分については政府の原案通り可決されました。結局、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案は修正議決された次第であります。

ます。

次に、法務廳設置法等の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

法務廳設置法の中に、法務総裁は私立修所の機構も拡充されました。これら

に増加してまいりました。社会不安にあります。

法務廳設置法の中に、法務総裁は私立修所の機構も拡充されました。これら

の矯正施設の運営につき、厚生大臣と協議し、また罪を犯すおそれのある少年に関する事務を厚生大臣の管理に移すべき時期を定めているのであります。

罪を犯すおそれのある少年に関する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、

受けた少年に関するものを除いては、

法務廳設置法等の一部を改正する法律案が非常

する法律案について御報告申し上げます。

法務廳設置法の中に、法務総裁は私立修所の機構も拡充されました。これら

の矯正施設の運営につき、厚生大臣と協議し、また罪を犯すおそれのある少年に関する事務を厚生大臣の管理に移すべき時期を定めているのであります。

罪を犯すおそれのある少年に関する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、

受けた少年に関するものを除いては、

法務廳設置法等の一部を改正する法律案が非常

年審判所と読みかえる期間を昭和二十三年十二月三十一日までとしたことであります。

司法委員会においては、本法案は單に期間延長のものにすぎないものと認め、質疑を省略し、六月二十三日に、

全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

以上、法律案四件に関し司法委員会における審議の報告を終ります。

○議長(松岡駒吉君) 四案を一括して採決いたします。四案中、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告は修正であります。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めた通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り決しました。

第一 藤岡村の土地改良事業施行に関する請願(第四八八号)
第二 全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 四案を一括して採決いたしました。四案中、裁判所職員

の定員に関する法律の一部を改正する法律案の委員長報告は修正であります。

費國庫補助の請願外八十三件(第六七七号)

第七 藤岡村の土地改良事業施行に関する請願(第四九一號)

第八 宮城縣の農業水利改良事業費

國庫補助に関する請願(第四九二號)

第九 那賀川水利事業施行の請願(第五五二号)

第一〇 和歌山縣の土地改良事業費

國庫補助の請願(第五七〇号)

第一一 鞍馬山縣の土地改良事業及び旱害恒久対策費國庫補助の請願(第五八三号)

第一二 鮎川村の土地改良事業施行の請願(第五八五号)

第一三 酒田市の農道拡張工事費國庫補助の請願(第五八六号)

第一四 東置賜、西置賜兩郡の土地改良事業助成に関する請願(第五八七号)

第一五 静岡縣の土地改良事業費國庫補助の請願(第五九六号)

第一六 直理、名取兩郡の土地改良事業費國庫補助の請願(第五九八号)

第一七 名取郡の土地改良工事施行の請願(第六〇八号)

第一八 秋田縣の土地改良事業費及び災害復旧事業費等國庫補助の請

第一九 大阪府の旱害恒久対策土地改良事業費國庫補助の請願(第六三六号)

第二〇 群馬縣の農業土木事業費國庫補助の請願(第六五〇号)

第二一 最上郡の土地改良事業費國庫補助の請願(第六五八号)

第二二 山口縣における耕地災害復旧並びに土地改良事業促進の請願(第六五七号)

第二三 山口縣西部における旱害復旧並びに土地改良事業費國庫補助の請願(第六八六号)

第二四 玄武郡の旱害恒久対策事業の請願(第六八七号)

第二五 千葉縣當利根用水改良事業費國庫補助に関する請願(第七二五号)

第二六 上郷村の土地改良事業費國庫補助の請願(第七三五号)

第二七 トーチル沿干拓工事促進の請願(第七二六号)

第二八 五十澤村地内林道整備の請願(第一〇一號)

第二九 勇拂原野開発に要する請願(第一七五号)

第三〇 韶人町一帯の干拓事業施行の請願(第四〇一號)

第三一 鶴井戸沼干拓に関する請願(第五二三号)

頼(第六三五号)

第一九 大阪府の旱害恒久対策土地改良事業費國庫補助の請願(第六三六号)

第三三 彦根縣の旱害恒久対策費國庫補助の請願(第二四六号)

第三四 塚害防除施設に國庫補助の請願(第二六二号)

第七 藤岡村の土地改良事業施行に関する請願(第四九一號)

第八 宮城縣の農業水利改良事業費

國庫補助に関する請願(第四九二號)

第九 那賀川水利事業施行の請願(第五五二号)

第一〇 和歌山縣の土地改良事業費

國庫補助の請願(第五七〇号)

第一一 鞍馬山縣の土地改良事業及び旱害恒久対策費國庫補助の請願(第五八三号)

第一二 山口縣における耕地災害復旧並びに土地改良事業促進の請願(第六五七号)

第一三 山口縣西部における旱害復旧並びに土地改良事業費國庫補助の請願(第六八六号)

第一四 玄武郡の旱害恒久対策事業の請願(第六八七号)

第一五 千葉縣當利根用水改良事業費國庫補助に関する請願(第七二五号)

第一六 上郷村の土地改良事業費國庫補助の請願(第七三五号)

第一七 韶人町一帯の干拓事業施行の請願(第一〇一號)

第一八 五十澤村地内林道整備の請願(第一七五号)

第一九 勇拂原野開発に要する請願(第一七五号)

第二〇 韶人町一帯の干拓事業施行の請願(第四〇一號)

第二一 鶴井戸沼干拓に関する請願(第五二三号)

第二二 西國東部干拓事業助成の請

頼(第七〇六号)

第三三 彦根縣の旱害恒久対策費國庫補助の請願(第二四六号)

第三四 塚害防除施設に國庫補助の請願(第二六二号)

第七 藤岡村の土地改良事業施行に関する請願(第四九一號)

第八 宮城縣の農業水利改良事業費

國庫補助に関する請願(第四九二號)

第九 那賀川水利事業施行の請願(第五五二号)

第一〇 和歌山縣の土地改良事業費

國庫補助の請願(第五七〇号)

第一一 鞍馬山縣の土地改良事業及び旱害恒久対策費國庫補助の請願(第五八三号)

第一二 山口縣における耕地災害復旧並びに土地改良事業促進の請願(第六五七号)

第一三 山口縣西部における旱害復旧並びに土地改良事業費國庫補助の請願(第六八六号)

第一四 玄武郡の旱害恒久対策事業の請願(第六八七号)

第一五 千葉縣當利根用水改良事業費國庫補助に関する請願(第七二五号)

第一六 上郷村の土地改良事業費國庫補助の請願(第七三五号)

第一七 韶人町一帯の干拓事業施行の請願(第一〇一號)

第一八 五十澤村地内林道整備の請願(第一七五号)

第一九 勇拂原野開発に要する請願(第一七五号)

第二〇 韶人町一帯の干拓事業施行の請願(第四〇一號)

第二一 鶴井戸沼干拓に関する請願(第五二三号)

第二二 西國東部干拓事業助成の請

請願(日程第一ないし第四四)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君 ただいま一括上程になりました、農林委員会付託にかかる請願につきまして、その審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

本委員会の取扱いました審査件数は、四月十四日締切りまでの分としまして総数九十九件、これらを五月二十六日、二十八日、二十九日の三日間にわたり審査を行つたのであります。

内容に従つてこれを類別いたしますと、土地改良、災害復旧に関するもの五十四件、開拓に関するもの十二件、林業に関するもの九件、農地改革に関するもの三件、燃料に関するもの三件、農業技術に関するもの二件、食糧に関するもの八件、畜産に関するもの三件、その他四件となつてるのでござります。

まず土地改良、災害復旧に関するものは、いずれも近年続発する旱害、風水害、冷害等によりまして、農業生産力は減退し、農民の困難は一通りでないから、國費多端の折柄とはいえ、地主に於ける農業土木事業の新設改良、暗渠排水、客土、農道等の土地改良事業を実施せられたいとい

國務大臣 兼外務大臣 菊田 均君

内閣總理大臣 菊田 均君

大藏大臣 北村徳太郎君

國務大臣 鈴木 義男君

文部大臣 森戸 卓男君

厚生大臣 竹田 儀一君

農林大臣 永江 一夫君

通信大臣 富吉 榮二君

國務大臣 苦米地義三君

農林大臣 定吉君

同 川崎 秀二君

決算委員 横内 義雄君

財政及び金融委員 川崎 秀二君

議院運営委員 金光 義邦君

法務政務次官 松永 義雄君

大藏政務次官 荒木萬壽夫君

專賣局長官 原田 富一君

厚生政務次官 臺多櫛治郎君

通信事務官 久下 勝次君

厚生事務官 村上 好君

岡井彌三郎君

以上四件 決算委員會 付託

常任委員の辞任を許可した。

社会保険診療報酬支拂基金法案

（第一八三号）

議業は次の通りである。

農業改良局設置法案（内閣提出）

造幣局官制の一部を改正する法律

案（内閣提出）（第一八四号）

水産廳設置法案（内閣提出）（第一

八五号）

運輸省官制の一部を改正する法律

案（内閣提出）（第一八七号）

損害保険料率算出團体に関する法

案（内閣提出）（第一八八号）

財政及び金融委員會 付託

地方自治法第百五十六條第四項の

規定に基き、海運局の増設に関する

承認を求める件（内閣提出）（承

認第七号）

運輸及び交通委員會 付託

案（内閣提出）（予閣第二〇号）

商工省官制の一部を改正する法律

案（内閣提出）（予閣第二一號）

工業技術廳設置法案（内閣提出）

（予閣第二二号）

以上二件 決算委員會 付託

社会保険診療報酬支拂基金法案

（内閣提出）（予閣第二三号）

以上二件 決算委員會 付託

うのであります。本件に関するもの
が請願中の過半数を占めております。
実は、本問題が、わが國農業復興の見
地よりいたしまして、また食糧の事前
を示すものであります。今後における
割当と増産を要請されている今日、い
かに緊要にして重大なる案件であるか
を示すものであります。今後における
農政の一重点指向するものと思え
る次第でございます。

次は開拓関係の請願であります。そ
の多くは、失業問題または食糧難継和
のために、新規開拓の実施、干拓事業
の促進、瑞州引揚民の優先入植を考慮
せられたいといふのであります。また逆に、水源林の涵養、採草地、薪炭
林の保存のため、地元民より開拓中止
を要請しているものも若干あるのであ
ります。

次に林業関係は、いずれも造林、森
林整備、林道開設等に關して予算的措
置を希望しているのであります。

農地改革に関しては、日本民主
地委員会に対しまして國庫補助金を増
額されたいというのであります。

その他農業技術、食糧、畜産等の問
題に關し、その趣旨まとことにもつとも
なる請願を受理いたしたのであります。

明二十九日は定刻より本会議を開き
ます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

第一回國会政府委員を命ずる

一、去る二十六日芦田内閣總理大臣か
ら松岡議長宛、次の通り発令があつ
た旨の通知を受領した。

総理廳事務官 菊山 嘉男

一、去る二十六日予備審査のため内閣
から送付された次の議案を受領し

一、去る二十六日參議院に送付した本
議員より説明を聽取し、次いで政府委
員より説明を聽取し、親しく紹介

院提出案は次の通りである。

自轉車競技法案

一、去る二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律案

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

民生委員法案

会計法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

薬事法案

日本國憲法第八條の規定による議決案

行政官廳法等の一部を改正する法律案

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員会の方の事務所の設置に關し承認を求める事件

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に關し議決を求める事件

農業改良助長法案

郵便法の一部を改正する法律案

厚生省官制の一部を改正する法律案

一、去る二十六日提出した緊急質問は、次の通りである。

南紀州第二次大震災に關する緊急質問(早川崇君提出)

連合國から防波堤用としてもらい受けた軍艦の埋設作業に關する緊急質問(菊地義郎君提出)

土地改良事業に關する緊急質問
(守田道輔君提出)

定價一部 二四二十銭

発行 東京都新宿区市ヶ谷木村町
電話 丸の内 二四二二一
郵便番号 二四二二一